

東京都水道局 環境5か年計画

2025-2029(案)



令和7年(2025年)3月

目次

01 計画の位置づけ

- 1. 計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・04

02 計画策定の背景

- 1. 水道事業が環境に与える影響・・・・・・・・・・06
- 2. 国内外の動向・・・・・・・・・・07

03 水道局のあるべき姿と環境基本方針

- 1. 水道局の重要分野とあるべき姿・・・・・・・・・・11
- 2. 環境基本方針・・・・・・・・・・12
- 【トピック1】気候変動リスクとカーボンハーフへの対応・・・・13
- 3. 5年後の到達目標・・・・・・・・・・19
- 4. 環境基本方針と施策の方向性・・・・・・・・・・20

04 具体的取組

- 1. 環境基本方針1
脱炭素社会の実現に向けたCO₂排出量の削減・・・・・・・・・・22
- 【トピック2】CO₂排出量削減義務等への対応・・・・・・・・・・40
- 2. 環境基本方針2
循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用・・・・・・・・・・42
- 3. 環境基本方針3
生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全・・・・・・・・・・59
- 4. 環境基本方針4
多様な主体との環境コミュニケーション・・・・・・・・・・68
- 5. 環境5か年計画の取組事項とSDGsとの対応関係・・・・・・・・80

05 推進の仕組みと体制

- 1. 推進の仕組み・・・・・・・・・・84
- 2. 推進体制・・・・・・・・・・85

06 資料編

- 1. 水道局をとりまく環境課題と動向・・・・・・・・・・87
- 2. 関係法令・施策等・・・・・・・・・・91
- 3. 数字で見る水道局・・・・・・・・・・95

東京都水道局環境基本理念

水は、私たちの生活に欠かせないものです。

その水をはぐくむ地球環境を守ることは、人類共通の課題です。

東京都水道局は、安全でおいしい水を安定的に供給するという事業活動を通して、
豊かな地球環境を次世代に引き継いでいくために努力します。

01 | 計画の位置づけ

1.計画の位置づけと計画期間

水道局は、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けて、2004年度以降、東京都水道局環境計画を定期的に策定し、様々な取組を着実に進めてきました。東京都水道局環境5か年計画2025-2029は、第7期目の計画です。

1 計画の位置づけ

東京都水道局環境5か年計画2025-2029は、環境基本理念に基づき、局事業に伴う環境負荷低減を実効的・総合的に推進していくことを目的として、5年間に取り組む施策と目標を明らかにしたものです。

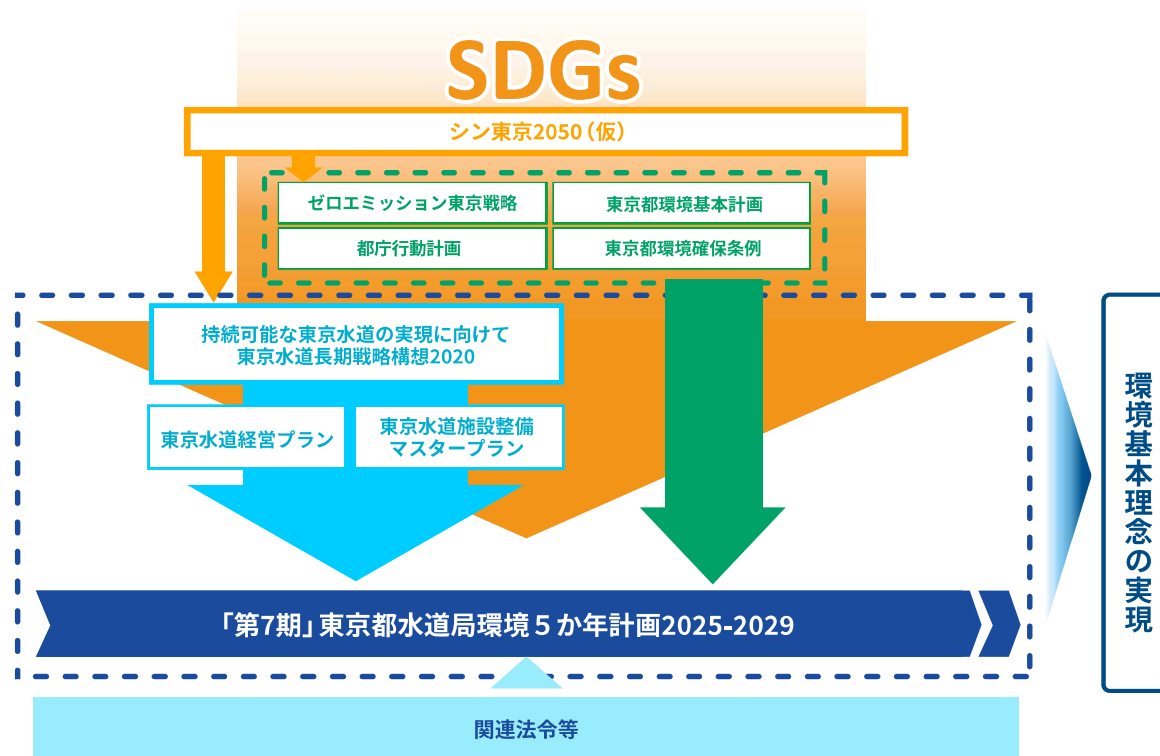
本計画は、これまでの環境計画の成果や、現在の水道局を取り巻く社会的状況の変化を踏まえるとともに、SDGsの理念の下に策定しました。

東京都環境確保条例及び埼玉県条例におけるCO₂削減義務（目標）の確実な履行や、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」の実現に向け、都や当局の上位計画等とも整合を図った本計画を着実に推進していきます。これにより、環境基本理念を実現し、さらには、SDGsの実現に貢献していきます。

2 計画期間

2025年度から2029年度までの5か年とします。

ただし、今後の国や都における環境負荷低減に関する政策動向など社会情勢の変化に応じて、その都度柔軟な対応を採ることとします。



02 | 計画策定の背景

1.水道事業が環境に与える影響

水道局は、水道水をつくり、お客さまにお届けする過程で、環境に対し良い影響も悪い影響も与えています。

例えば、120年以上にわたり適切な管理を続けてきた水道水源林は、水源かん養、CO₂吸収など、様々な機能を発揮します。

その一方で、地球が育んだ貴重な資源である水の利用や、取水・導水、浄水及び送配水工程における大量のエネルギー使用、工事やオフィス活動における廃棄物の発生など地球環境に少なからず負荷も与えています。

下の図は、水道事業の各工程において環境に与える影響を表したものです。



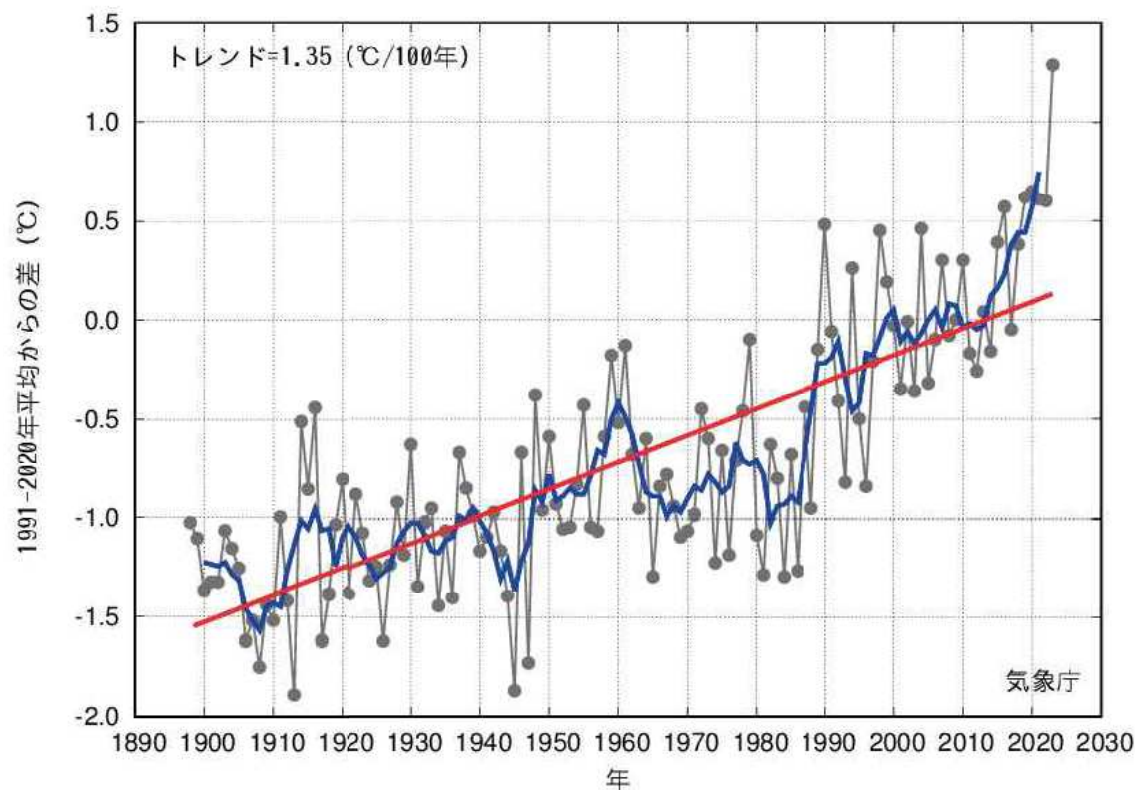
水道事業の各工程における主な環境への影響

2.国内外の動向

1 深刻化する環境問題

産業革命以来、私たちは化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。それに伴い、CO₂をはじめとする温室効果ガスが増大し、世界的に温暖化が進んでいます。日本でも、2023年の平均気温は、1898年の統計開始以降、最も高い値となりました。年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。温暖化に伴い、大雨や短時間豪雨の頻度が増大するといった気候変動の影響が深刻化し、私たちの生活にも多くの影響が出ています。

気候変動や森林破壊は、生態系を破壊し、人間生活の基盤である自然及び生物多様性を脅かしています。自然の恵みである水を扱う水道局にとって、気候変動や生物多様性の損失は大きな影響を与えかねない重要なリスクといえます。こうした危機に直面する今、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済活動・日常生活を見直す必要性に迫られています。



細線（黒）：各都市の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。
出典：気象庁HP 日本の年平均気温（1898～2023年）

2.国内外の動向

2 世界の動向

世界では、深刻化する環境問題に対応するべく、様々な取組が加速しています。

2015 年の国連サミットでは、2030 年に向けた持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGs は、全ての国々の共通目標であり、国家のみならず自治体レベルでの取組も期待されています。同じく 2015 年の気候変動に関する COP21 ではパリ協定が採択され、世界の気温上昇を産業革命前比 1.5℃に抑える努力の必要性が示されました。これを受け、近年ではパリ協定の目標達成に向け各国の具体的な取組が進んでいます。2024 年の COP29 では途上国への資金拠出目標額や国家間の炭素クレジット市場運用の詳細ルールが決定し、途上国の気候変動対策が強化されることが期待されています。

そのほか、近年では、従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源を有効活用しながら、サービスの質向上等を通じて付加価値を生み出す経済活動である「サーキュラーエコノミー（循環経済）」や、生物多様性の損失を食い止め、回復に転じさせる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の重要性も再認識されています。

3 国の動向

日本では、2020 年に、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。また、2023 年には「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」が示されるなど、クリーンエネルギーの活用に向けた方針が示されています。2024 年に策定された環境保全に関する施策の大綱である「第六次環境基本計画」では、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー及び生物多様性等を統合的に捉え、シナジーを発揮しながら、地球が直面する気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染の 3 つの危機を解決する方針が掲げられています。

持続可能な世界の実現に向け、自治体や事業者レベルでの自律的な取組が一層求められつつあります。

4 都の動向

都は、2022 年に、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、環境に関する具体的な目標と施策のあり方を取りまとめた「環境基本計画 2022」を策定し、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現に向け取組を推進しています。

2.国内外の動向

5 都の取組

「ゼロエミッション東京」の実現に向けた取組

2019 年には、2050 年に温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を目指し、その実現に向けた具体的な取組とロードマップを示す「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。また、2021 年のダボス会議にて、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減する「カーボンハーフ」が表明されました。2021 年に策定された「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」では、カーボンハーフの実現に必要な社会変革のビジョンや各政策分野での変革のアプローチを示しています。

2024 年に公表された「『未来の東京』戦略 version up 2024」では、カーボンハーフに向けた再生可能エネルギーの社会実装や省エネルギー化、グリーン水素の普及拡大などの施策や、気候変動による風水害激甚化への対策方針が示されています。



ゼロエミッション東京戦略 2020
Update & Report(2021.3)

企業の脱炭素化に向けた取組を推進

都では、企業の脱炭素化に向けた取組も推進しています。例えば、キャップ&トレード制度（東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度）では、大規模事業所に対し、CO₂排出量の削減を義務付けています。第四計画期間の開始する 2025 年度からは削減義務率の引き上げが行われるなど、カーボンハーフ実現を目指し、規制がさらに強化される見込みです。

プラスチック削減をはじめとして サーキュラーエコノミーの取組を推進

2024 年に更新された「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針 2024」では、サーキュラーエコノミーの実現を目指し、プラスチックや太陽光パネルのリサイクル等の取組を強化し、循環型都市を実現する方針が掲げられています。プラスチック使用量削減・循環に向け、2019 年の「都庁プラスチック削減方針」策定をはじめとして都が先導的に取組を推進しています。また、積極的にリサイクルや食品ロス削減等の施策を推進しています。

生物多様性の恵みを受け続けられる 社会の実現に向けた取組

2030 年にネイチャーポジティブを実現し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指すため、2022 年に「東京都生物多様性地域戦略」が策定されました。

03

水道局のあるべき姿と
環境基本方針

1.水道局の重要分野とあるべき姿

4つの重要分野について、2040年代を見据えた環境に関する水道局のあるべき姿を描きました。持続可能な社会の実現に貢献するため、公営企業としての責任を果たし、あるべき姿の実現に向け着実に取り組んでいきます。



重要分野特定プロセス

水道局では、お客さまと水道局にとって重要な環境分野を踏まえた環境計画の策定・推進を行っています。

数ある環境課題の中から優先して取り組むべき「重要分野」を特定することで、重要な環境課題が特定しやすくなり、効率的に取組検討・報告を行うことができます。

本計画策定に当たっては、次のプロセスによって重要分野の見直しを行いました

STEP 1

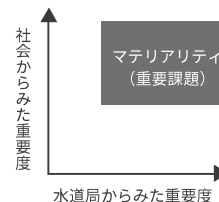
環境課題の抽出

前計画（2020-2024）における環境課題やグローバルに用いられるサステナビリティ指標（SDGs/GRI）を参考に環境課題を抽出

STEP 2

重要度の評価

抽出した環境課題を、社会からみた重要度、水道局からみた重要度に基づき評価



STEP 3

重要分野の設定

4つの重要分野を設定

- 1 気候変動
- 2 サーキュラーエコノミー
- 3 水と緑の保全（生物多様性）
- 4 環境コミュニケーション

2.環境基本方針

4つの重要分野に対し、5年間の環境基本方針を定めました。
基本方針に基づく施策を着実に推進し、環境基本理念の実現を目指します。

環境基本方針① 脱炭素社会の実現に向けたCO₂排出量の削減

気候変動の影響を最小限に抑えるべく、エネルギーを大量に使用する事業者として、脱炭素社会の実現に貢献するため、多面的なエネルギー施策により、エネルギー使用に起因するCO₂排出量を着実に削減していきます。

環境基本方針② 循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用

物品を多量に調達し、廃棄物等を排出する事業者として、循環型社会の形成に寄与するため、事業活動における省資源化など、持続可能性の確保に向けた取組を推進するとともに、提供するサービスの継続的な向上を図ります。

環境基本方針③ 生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全

天然資源である水を原料に活動する事業者として、気候変動による災害の抑制や水質の保全といった様々な恵みをもたらす生物多様性に配慮しながら、将来にわたり豊かな水と緑の保全に取り組んでいきます。

環境基本方針④ 多様な主体との環境コミュニケーション

お客さまをはじめとする多様な主体との環境コミュニケーションを積極的に推進することで、環境施策の実効性を更に向上させていきます。



環境基本理念の実現

トピック1 気候変動リスクとカーボンハーフへの対応

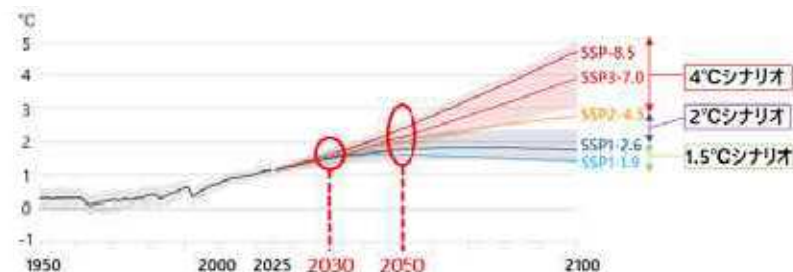
1 重要なリスクに関するシナリオ分析

気候変動によってもたらされる事業への影響を予想し、対応を検討するため、「TCFD 提言」※1に基づき、「シナリオ分析」を実施しました。

シナリオ分析では、脱炭素化が進み、21 世紀末の世界平均気温の上昇を産業革命前と比べて約 1.5℃に抑える「1.5℃シナリオ」と、気候変動への対策が進まず 21 世紀末の世界平均気温が産業革命前と比べて約 4℃上昇する「4℃シナリオ」の 2 つの気温上昇予測シナリオについて、2030 年及び 2050 年に考えられるリスク及びその影響の評価を行いました。

※1 気候関連財務情報開示を企業等へ促すタスクフォース（TCFD）が推奨する開示項目をまとめたもの。TCFD は ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）に引き継がれ 2023 年 10 月に解散しましたが、TCFD 提言の内容は ISSB のサステナビリティ開示基準にも幅広く取り入れられており、多くの企業が同提言に基づく開示を行っています。

1850 年から 1900 年※2 を基準とした世界平均気温の変化



出典：IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳 図 SPM.X（文部科学省及び気象庁）に加筆

1.5℃シナリオ

根本的なシステム
移行が達成された場合

2℃シナリオ

厳しい対策を
とった場合

4℃シナリオ

現状を上回る温暖化
対策をとらない場合

※2 1850～1900 年という期間は、世界平均気温を推定するに十分完全な地球規模の観測が行われるようになった最も早い時期であり、工業化以前の状態の近似値として使用されている。

トピック1 気候変動リスクとカーボンハーフへの対応

2 重要なリスクの影響度

影響度予測 ◀ 現在よりやや抑制 ➡ 現在と変化なし ➡ 現在よりやや進行 ↑ 現在より進行

分類	変化	リスク		1.5℃シナリオでの影響		4℃シナリオでの影響		対応策
移行リスク —規制や政策の 変化等に 伴うリスク—	①カーボンプライシング メカニズム拡大 (炭素価格上昇)	・コスト負担増加	➡	・炭素価格が上昇※ ¹ (炭素排出にかかる税金や ペナルティコスト等)	➡	・現状から追加の炭素価格導入はない	緩和策	・CO₂排出量削減 本計画にて説明
	②電力価格上昇	・コスト負担増加	➡	・電力価格が上昇※ ² ・電力使用に伴うCO ₂ 排出量が 0以下に※ ²	➡	・電力価格は下落※ ² ・電力使用に伴うCO ₂ 排出量は存在※ ²		
物理的リスク —災害や 異常気象などに 伴うリスク—	③風水害の 頻発化・激甚化	・洪水や土砂災害による 施設被害や操業停止	➡	・大雨の日数が増える地域は限定的※ ³ ・洪水発生頻度・流量は増加※ ⁴	↑	・大雨の日数が増える地域が拡大※ ³ ・洪水発生頻度・流量は大幅増※ ⁴	適応策	施設被害の対策 ・送水管のネットワーク化 ・導水施設の二重化 ・自家発電設備新設・増強 ・浸水対策 ・応急給水
	④降水パターンの変化 (無降水日数や積雪量の 変化等)	・豪雨発生に伴う急激な 原水濁度上昇による 水質の悪化 ・貯水量の減少に伴う 取水・給水制限等の増加	➡	・積雪量は減少※ ⁵ ・雨の降らない無降水日は減少※ ³	↑	・積雪量は大幅減※ ⁵ ・雨の降らない無降水日が増加※ ³		水質悪化の対策 ・水質管理の徹底 原水連絡管を活用した 水系間の相互融通 ・人工降雨装置 ・漏水防止対策 ・水道水源林の保全 ・応急給水 ・水源の適切な確保
	⑤気温上昇	・藻類増加に伴う水中の 有機物濃度上昇による 水質の悪化	➡	・ダムにおける プランクトンは35%増加※ ⁶	↑	・ダムにおける プランクトンは倍程度に※ ⁶		・水質管理の徹底 ・小河内貯水池の分画 フェンス

※1 IEA「World Energy Outlook 2023」

※2 IEA「World Energy Outlook 2018」

※3 A-PLAT WebGIS 気候変動の将来予測 (データセット: NIES 2020 データ/気候モデル: MIROC 6 気候モデル)

※4 国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」

※5 気象庁「日本の気候変動2020」

※6 土木学会「気候変動が水道水源ダムの水質に与える影響と水道事業における適応力の評価」

3 「緩和策」と「適応策」

気候変動の影響によるリスクは、さらに高まることが予想されています。

そのため、CO₂の排出を削減する「緩和策」と、緩和策を実施しても避けられない影響を軽減する「適応策」の両輪で気候変動へ取り組むことが重要です。

緩和策

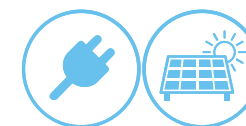
気候変動をできるだけ抑えるために、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する取組のことを「緩和策」といいます。

具体的には、省エネや、再生可能エネルギーの利用拡大、燃やしてもCO₂が出ない水素エネルギーの利用拡大によるCO₂排出量の削減や、森林の保全によりCO₂吸収量を増やすといった取組が挙げられます。

2015年の国連の気候変動枠組条約締約国会議（COP 21）で採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（2℃目標）とともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）」が掲げられています。

世界中で気候変動の影響が懸念される中、パリ協定の目標を達成し、気候変動を最小限に抑えるために、緩和策は重要な取組として捉えられています。

温室効果
ガスを減らす



省エネ、再エネ利用等...

>> 本計画にて取組を紹介



適応策

気候変動の影響に対処し、被害をできるだけ抑え、より良い生活ができるようにするための取組を「適応策」といいます。

具体的には、土砂災害・浸水被害を抑えるためのインフラ整備や、災害発生時の緊急対応の準備といった取組が挙げられます。

世界平均気温は年々上昇を続けており、既に気候変動による災害が各地で発生しています。将来、気候変動が進むことが予想される中、気候変動によりもたらされる影響に対し、被害を最小限に抑える適応策は、緩和策と同様に重要な取組として捉えられています。

影響に備える



水の確保、豪雨への備え等...

トピック1 気候変動リスクとカーボンハーフへの対応

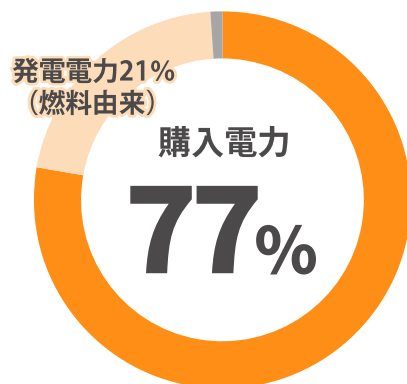
4 CO₂排出量の現状(2023年度実績)

CO₂排出量の現状

- ① 水道局のCO₂排出量の大部分が電気の使用に由来しています。
- ② 水をつくり届ける過程で、年間約8億kWhの電力を使用していますが、その約6割が送配水工程です。「低地で取水し高地へ送水する」という事業特性上、大幅なエネルギー削減は困難な状況となっています。
- ③ 使用電力量に占める再エネ発電量は1%未満にとどまっています。なお、購入電力にも再エネが含まれるため再エネ利用割合は約12%となっています。

現状①

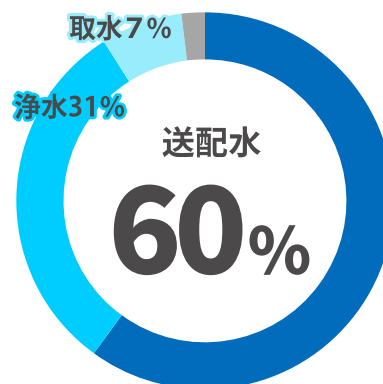
CO₂の排出要因



CO₂の大半は電力に由来
そのうちの8割は購入電力

現状②

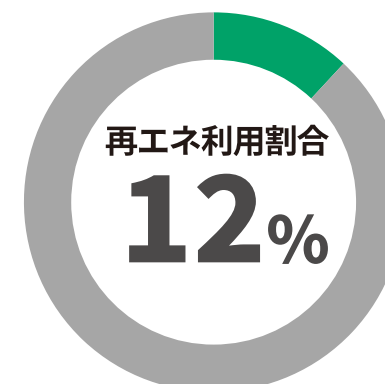
工程別使用電力の割合



送配水のエネルギーが大きい
6割を水を送るために使用

現状③

再エネ利用割合



再エネ由来の電力は少ない
再エネ利用割合は約1割にとどまる
(当局で発電する再エネ電力は全体の約1%)

トピック1 気候変動リスクとカーボンハーフへの対応

5 CO₂排出量の推移

CO₂排出量の推移

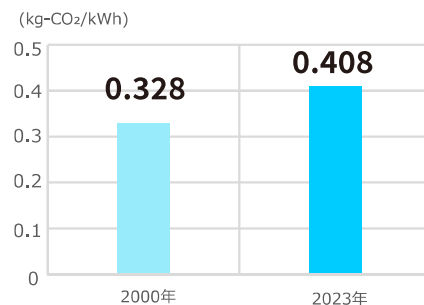
- ① 原発停止などを背景に電気の排出係数※が悪化し、排出量が約 24%増加しました。
- ② 安全でおいしい水を安定的に供給するため、高度浄水処理などを導入したことにより CO₂排出量は約 12%増加しました。
- ③ 省エネや再エネ発電設備の導入により CO₂排出量を約 21%削減しました。

これらの要因により、2023年度のCO₂排出量は2000年度と比較して約16%増加しています。

※ 1kWhの電気を発電した際にどれだけCO₂を排出したか示す指標

要因①

電気の排出係数の悪化



約 24%悪化

要因②

安全でおいしい水への取組



オゾン接触池（高度浄水処理）

高度浄水処理など品質向上により
約 12%(3.5 万トン)CO₂増加

要因③

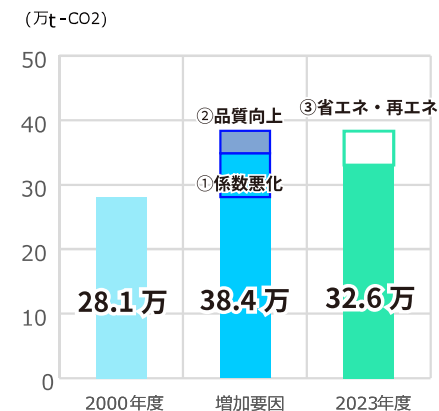
省エネ・再エネの導入



太陽光発電

省エネ・再エネ導入などにより
約 21%(5.8 万トン)CO₂削減

CO₂排出量の推移 2000 年比 16%増加



排出係数の悪化等により CO₂が増加

トピック1 気候変動リスクとカーボンハーフへの対応

6 カーボンハーフの実現に向けて

水道局のカーボンハーフ目標

- ・カーボンハーフの実現には、省エネとエネルギーの脱炭素化が必要です。
- ・水道事業の特性上、エネルギーの大幅削減が難しいことから、カーボンハーフの実現には、エネルギー使用量を10%削減し、再エネ利用率を60%程度まで向上させる必要があると見込んでいます。

◆ 2030年目標

温室効果ガス排出量(2000年比) 50%削減

◆ 達成に向けた手段

エネルギー使用量(2000年比) 10%程度削減
再生可能エネルギー電力利用割合 60%以上

カーボンハーフ実現への戦略

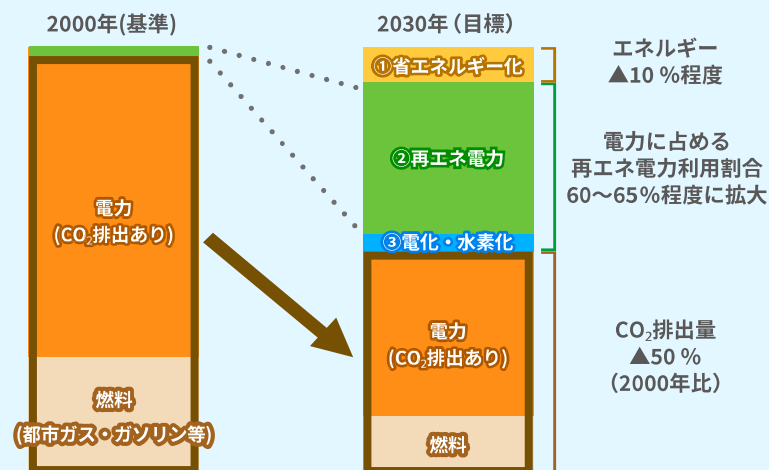
◆ 実現に向けた方策 ◆

- ① 約8億kWhものエネルギーを使用する事業者の責務として、最大限の省エネルギー化に取り組みます。
- ② エネルギー特性上、大幅な電力削減は困難であるため、電力の再エネ利用割合の向上に取り組むことで、エネルギーをクリーン化し、温室効果ガス排出量の削減を行います。
- ③ 都市ガスなどの燃料は削減手段が限られることから、電力への転換(電化)や水素の活用(水素化)に向けた検討を行います。

◆ 実現に向けた仕組み ◆

- ・取組の効果や進捗状況を把握し、必要に応じて追加対策を講じます。
- ・取組にはコストが発生するため、環境分野への投資額を明確にし、発信するとともに、進捗状況とコストを関連付けて評価することで、カーボンハーフの確実な達成に向けて取り組んでいきます。

カーボンハーフ実現のイメージ



3.5年後の到達目標

あるべき姿の実現に向けた 2029 年度までの到達点として、主に次のような目標を掲げて取り組んでいきます。

		2023年度	2029年度
重要分野 1 気候変動 環境基本方針 1 脱炭素社会の実現に向けた CO ₂ 排出量の削減	省エネ型ポンプ設備の整備台数	20 台以上 / 5 年	30 台以上 / 5 年
	太陽光発電設備の出力合計	9,676kW	10,000kW 以上
	小水力発電設備の出力合計	2,281kW	2,700kW 以上
重要分野 2 サークュラーエコノミー 環境基本方針 2 循環型社会の実現に向けた 持続可能な資源利用	浄水場発生土のリサイクル率	66%	70%
	漏水率	3%程度	3%程度
重要分野 3 水と緑の保全(生物多様性) 環境基本方針 3 生物多様性に配慮した 豊かな水と緑の保全	水道水源林の保全作業面積	600ha/年	600ha/年※
	多摩川水源森林隊参加者数	1,500人/年	1,500人/年※
重要分野 4 環境コミュニケーション 環境基本方針 4 多様な主体との環境 コミュニケーション	東京水道～企業の森 活動受入人数	150 人 / 年	150 人 / 年※
主要トピックス カーボンハーフへの対応 総量削減義務への対応	温室効果ガス排出量	—	2000年度比▲50% ※2030 年度目標
	都内大規模事業所のCO ₂ 排出量削減率	25%	48%

※ 関連する現行計画の期間が 2025 年度までであるため、2026 年度以降の目標値は変更の可能性があります。

4.環境基本方針と施策の方向性



04 | 具体的取組

環境基本方針 1 脱炭素社会の実現に向けたCO₂排出量の削減

重要分野 1 気候変動

あるべき姿

安全でおいしい高品質な水の安定供給とCO₂排出量の削減を両立し、気温上昇を1.5℃未満に維持する脱炭素社会実現の一翼を担っている。

環境基本方針

気候変動の影響を最小限に抑えるべく、エネルギーを大量に使用する事業者として、脱炭素社会の実現に貢献するため、多面的なエネルギー施策により、エネルギー使用に起因するCO₂排出量を着実に削減していきます。

水道局の状況

水道局では、都内で使われる電力の約1%に相当する年間約8億kWhもの電気を使用しています。水道局が排出するCO₂の大部分は、お客さまに水道水をお届けするために欠かせないポンプの運転に由来します。

そのため、省エネ型ポンプ設備の導入による使用電力量の削減、太陽光発電設備や小水力発電設備の導入による再エネ電力の活用など、エネルギーの効率化に取り組んできました。

水道局がCO₂排出量の削減に取り組む意義

- 社会全体のCO₂の削減・気候変動の緩和
 - ・ 水道局は多量のCO₂を排出しているため、CO₂削減の取組により社会全体の脱炭素化に貢献することができます。
- CO₂排出に伴うコスト負担を低減
 - ・ キャップ&トレード制度強化、炭素価格高騰及び電気代高騰等が発生した場合のコスト増加を回避することができます。



環境基本方針 1 脱炭素社会の実現に向けたCO₂排出量の削減

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

省エネ型の機器の導入やエネルギー効率に配慮した送配水を行うことにより、事業活動に伴うエネルギー消費量を削減します。

- 取組事項 1-1 省エネ型ポンプ設備の導入
- 取組事項 1-2 直結配水ポンプ設備によるエネルギーの効率化
- 取組事項 1-3 高効率機器への更新
- 取組事項 1-4 スマートメータの導入
- 取組事項 1-5 水道施設の整備に伴うエネルギーの効率化
- 取組事項 1-6 効率的な水運用の推進
- 取組事項 1-7 オフィス活動における使用電力量の抑制
- 取組事項 1-8 常用発電設備の環境負荷低減

施策の方向性 3 燃料転換・電化

水素や蓄電池の活用等により、都市ガスや自動車燃料など熱エネルギーの脱炭素化を推進します。

- 取組事項 3-1 水素の活用
- 取組事項 3-2 ゼロエミッションビークル (ZEV) 等の導入
- 取組事項 3-3 環境に配慮した非常時対応

施策の方向性 4 カーボンオフセット

将来のカーボンニュートラル実現に向け、オフセットクレジットを拡充します。

- 取組事項 4 水道水源林におけるJ-クレジット創出の取組

施策の方向性 2 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーを活用することにより、電力の脱炭素化を推進します。

- 取組事項 2-1 太陽光発電設備の導入
- 取組事項 2-2 小水力発電設備の導入
- 取組事項 2-3 再生可能エネルギー由来電力の調達

施策の方向性 5 水道施設外における脱炭素化の促進

事業活動以外におけるCO₂排出量の削減を促進し、脱炭素社会の実現へ貢献します。

- 取組事項 5 直結給水の推進

これらの取組は、以下のSDGsの実現に貢献します。



施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1-1 省エネ型ポンプ設備の導入

目標 | ポンプ設備の新設・更新時に、省エネ型ポンプ設備を30台以上導入します。

浄水場や給水所等に設置されているポンプ設備は、大きな電力を消費します。
そこで、ポンプ設備を新設・更新する際には、エネルギー効率が最適な機器を選定し、省エネ型ポンプ設備を導入※していきます。



液体抵抗器方式とインバータ制御方式のイメージ

※ ポンプの回転数制御に用いる装置を液体抵抗器からインバータ装置等へ更新（新設を含む。）します。
インバータ装置は液体抵抗器と比べて低速回転域においてエネルギー損失が少ない装置です。

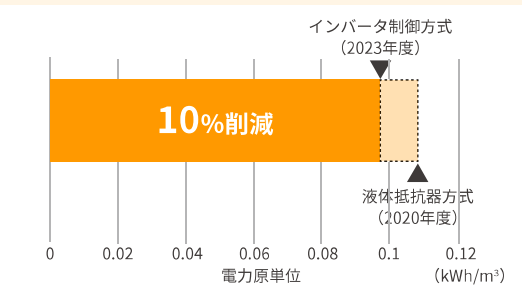
コラム ポンプ設備インバータ化の効果 ～江東給水所の事例～

江東給水所は、金町浄水場や三郷浄水場からの水を各給水所やポンプ所へ送水、周辺地区へ配水を行うための施設です。

2021年度の改良工事で、液体抵抗器方式からインバータ制御方式のポンプ設備に更新し、省エネルギー化を図りました。

水 1 m³ を送るのに使用した電力量（電力原単位）を、インバータ制御方式のポンプ設備で送水した2023年度と、液体抵抗器方式のポンプ設備で送水した2020年度とで比較した結果、約10%の減となり、インバータ化による省エネルギー効果が得られました。

今後も、省エネ型ポンプ設備の導入を通じて、水道水の安定供給を図りつつ、環境負荷の低減に努めていきます。



インバータ化による省エネ効果

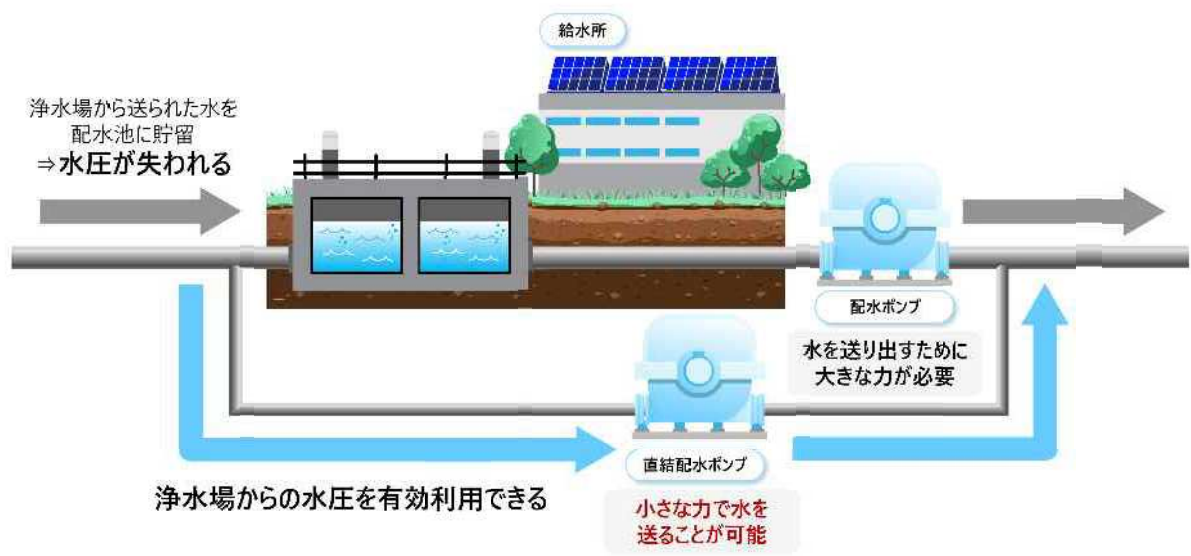
取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
省エネ型ポンプ設備の導入			5年間で30台以上導入		

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－2 直結配水ポンプ設備によるエネルギーの効率化

目標 | 給水所の配水池入口の圧力を有効活用する直結配水ポンプ設備を継続して維持・管理します。

給水所を拠点とする配水区域を適正な規模とし、災害時や事故時における給水の安定性を確保するため、給水所等の新設・更新や、配水区域の分割、再編を進めています。
給水所では、浄水場から送られた水を配水池に一旦貯留し、ポンプで加圧してお客さまのもとへお配りしています。浄水場から送られてきた水の圧力の一部は、配水池で開放され失われてしまいますが、直結配水ポンプ設備を設置することにより、このエネルギーを有効活用します。



直結配水ポンプ設備の設置によるエネルギー有効利用のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
直結配水ポンプ設備によるエネルギーの効率化			既存設備を維持・管理		

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－3 高効率機器への更新

目標 | 空気調和設備、照明及び変圧器を高効率機器へ積極的に更新します。

水道施設や庁舎の空気調和設備や照明をトップランナー空気調和設備※、LED 照明等の高効率機器に取り替えることにより、使用電力量を削減します。
また、変圧器についても、高効率機器への更新を積極的に行うことでエネルギーの効率化を図ります。

※ トップランナー空気調和設備とは、エネルギー消費効率、購入年度時点で、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示における最新の判断基準（トップランナー基準）に示す基準を上回るものを指します。



空気調和設備の例（東部建設事務所）



LED照明の例（三郷浄水場）



変圧器の例（八雲給水所）

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
高効率機器の導入			順次実施		

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－4 スマートメータの導入

目標 2030年代の全戸導入を見据え、スマートメータを順次導入します。

スマートメータは、通信機能を備えた水道メータです。従来は、検針員が現地を訪問してメータの検針を行っていましたが、スマートメータを導入すると、現地を訪問せずに検針データを得られるようになります。

スマートメータを導入することで、検針員が車等により訪問する際に発生する CO₂ の削減など、様々な効果が期待できます。2030 年代までの全戸導入を見据え、検針の自動化を推進していきます。

また、スマートメータを活用し、よりエネルギー効率の高い配水に向けた検討を進めるなど、使用エネルギーの削減に向けた取組を行っていきます。

さらに、スマートメータから取得されるデータを用いた節水支援などの新たなお客さまサービスの実現や震災時・漏水事故時の断水範囲の特定等、水道事業運営への活用を実現するため、様々な検証を進めていきます。



※ 2025年3月に公表する新計画にて導入方針を整理します。

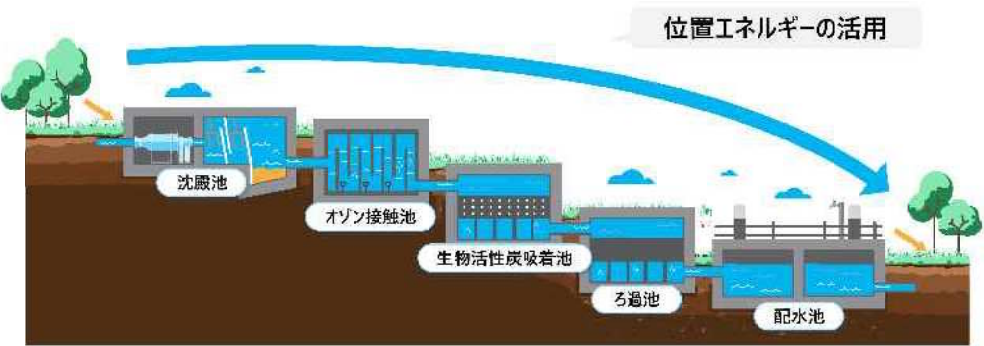
取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
スマートメータの導入			順次導入※		

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－5 水道施設の整備に伴うエネルギーの効率化

目標 水道施設の整備に当たっては、安定給水の確保を前提としつつ、可能な限りエネルギーに配慮した整備及び幹線運用を実施します。

代替浄水場の整備や導水施設の二重化、送水管のネットワーク化については、安定給水の確保を前提としつつ、可能な限りエネルギーに配慮した整備を実施します。
代替浄水場の整備に当たっては、浄水処理過程における位置エネルギーを有効活用できるよう、浄水場内の施設配置を最適化していきます。
これらの取組により、整備後は、自然流下など位置エネルギーを活用した浄水処理や送水を行うなど、エネルギーの観点から効率的な運用を行います。



位置エネルギーを活用した浄水処理のイメージ

施設名称		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
浄水場	境浄水場再構築			施工		
	上流部浄水場 (仮称)			施工		
導水施設	東村山境線 (仮称)		施工			
送水管	新城南幹線 (仮称)		施工			

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

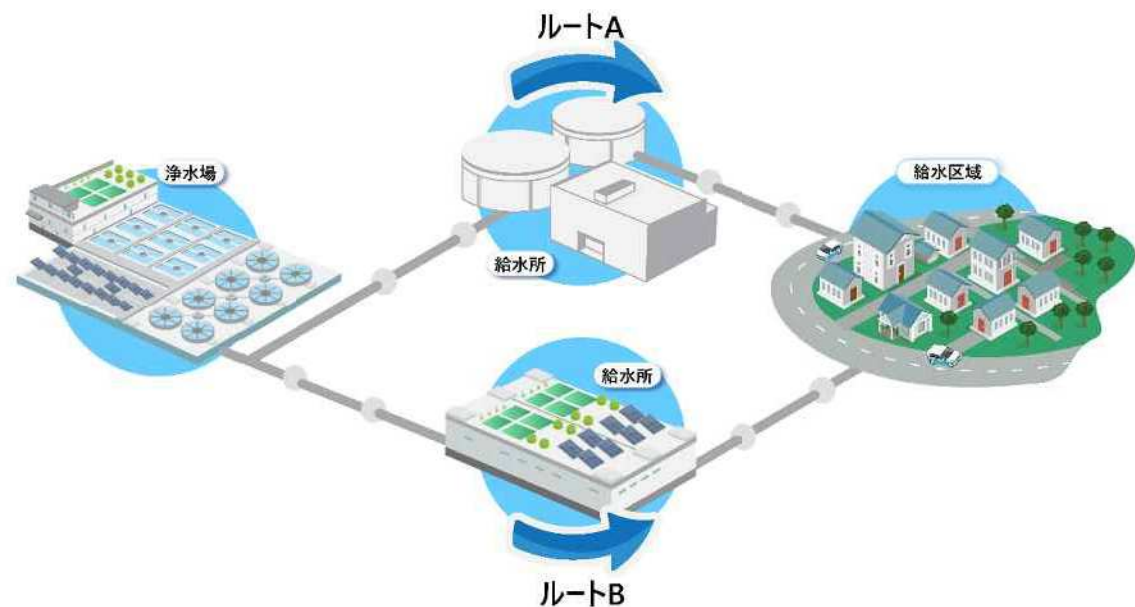
取組事項 1－6 効率的な水運用の推進

目標 エネルギー消費の少ない送配水ルートへの水量配分により、省エネルギーを考慮した水運用を推進します。

水道局が消費するエネルギーのうち約6割は、浄水場や給水所から水道水を送り出すポンプを動かすために使用されています。このため、この工程で消費するエネルギーを少なくすることにより、CO₂排出量の抑制が期待できます。

水道局では、過去のデータをもとに、日々の配水量予測を行い、水運用計画を立てています。

その際、安定給水にエネルギーの視点を加味し、複数の送配水ルートの中から、エネルギー消費量の少ないルートを選定し、効率的な水運用を行っていきます。



過去のデータをもとに最適なルートを選択

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
効率的な水運用の推進			実施		

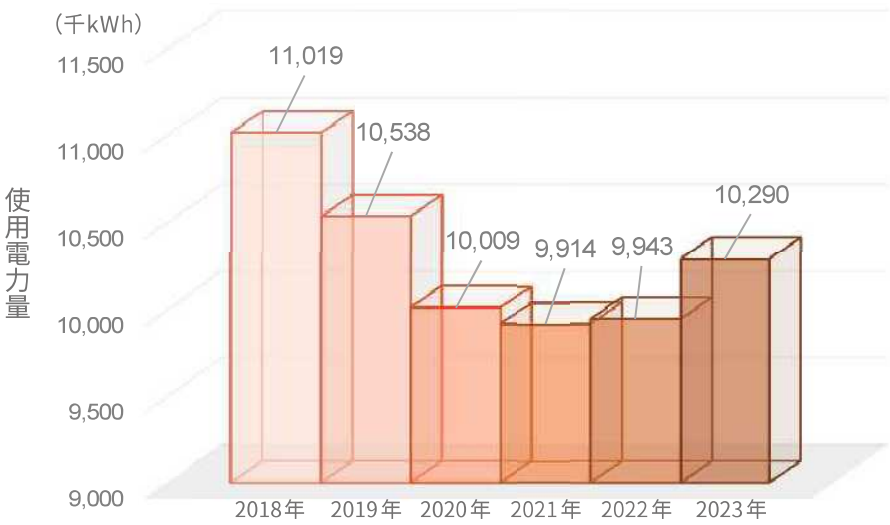
施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－7 オフィス活動における使用電力量の抑制

目標 | オフィス活動における使用電力量を2023年度実績以下に抑制します。

水道局では、照明の間引きや空調の温度設定の見直しのほか、退庁時にはプリンター等の電源を切るなど、待機電力の削減にも取り組んでいます。2023年度の使用電力量は2018年度※に比べて729千kWh削減されました。

今後もこの取組を徹底するとともに、創意工夫を重ね、更なる節電に努めます。



オフィス活動における使用電力量の推移

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
オフィス活動における 使用電力量の抑制			2023年度実績以下に抑制		

※ 2019～2021年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う出勤抑制等の影響を受けているため、2018年度と比較しています。
※ 政策連携団体へ運営を委託している事業所についても対象としています。

施策の方向性 1 省エネルギー化の推進

取組事項 1－8 常用発電設備の環境負荷低減

目標 | ガスエンジン方式の発電機への切替えやコージェネレーションシステムの導入により、常用発電設備の環境負荷を低減します。

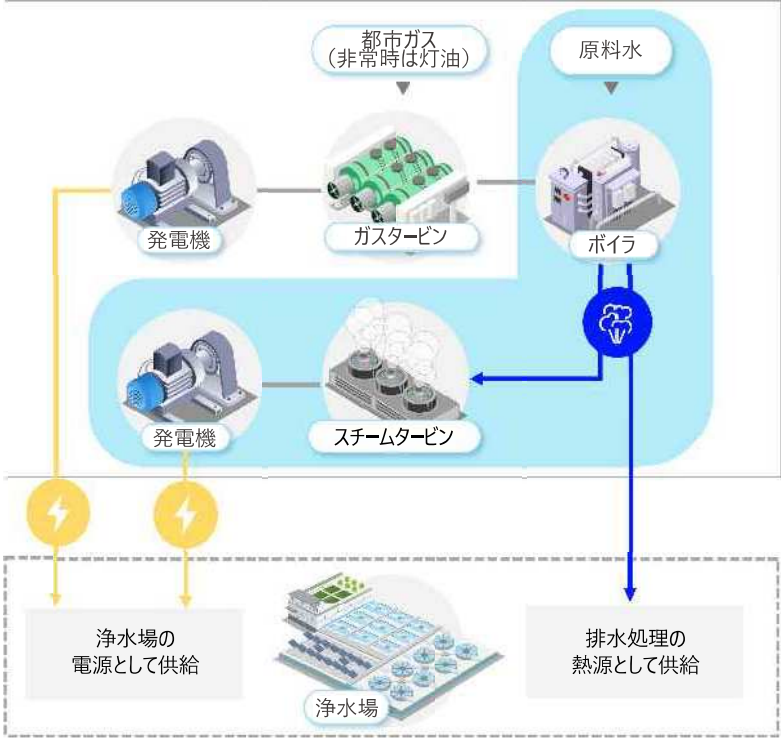
水道局では、災害時等においても安定給水を維持するため、大規模浄水場へ常用発電設備を導入しています。施設の特性に応じて適切な方式を採用し、施設全体のエネルギー効率向上を図ります。

1 ガスエンジン方式の発電機への切替え

当局では、これまで、ガスタービン方式の発電機を多く導入してきましたが、ガスエンジン方式の発電機は、ガスタービン方式の発電機よりも発電効率が良いという特徴があります。そのため、適応可能な条件下においてはガスエンジン方式への切替えを行っていきます。

2 コージェネレーションシステムの導入

コージェネレーションシステムとは、発電時に生じる排熱を、他の用途に有効利用することをいいます。水道局では、ガスタービンを用いて発電する際に生じた排熱を、排水処理工程における汚泥処理の脱水効率を高めるために必要な熱源として有効利用します。そのほか、スチームタービンを用いて発電するための熱源としても有効利用します。今後、整備する施設においても、排熱を有効利用していきます。



コージェネレーションシステムのイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
金町浄水場 (ガスエンジン方式への切替え)	設計・施工				
朝霞浄水場 (コージェネレーションシステムの導入)	設計・施工				

施策の方向性 2 再生可能エネルギーの利用拡大

取組事項 2-1 太陽光発電設備の導入

目標 太陽光発電設備を累計1万kW導入し、更なる拡大を目指します。

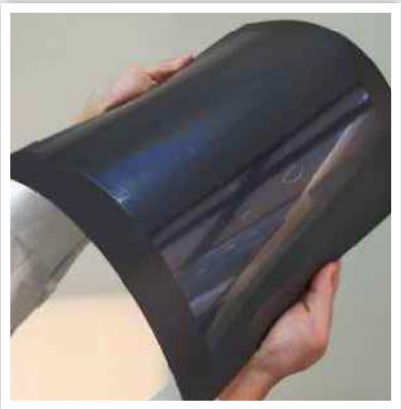
水道局では、ろ過池や配水池の上部空間などを有効活用し、太陽光発電設備を可能な限り設置してきました。これまでに設置した太陽光発電設備は、浄水場や給水所など25施設において合計9,676kW（2023年度末）に達しています。今後も機会を捉えて積極的に導入を進めていきます。

また、発電効率が低下している太陽光パネルについては更新を行います。

そのほか、新技術・手法の活用により、太陽光発電設備の更なる導入拡大を目指して取り組んでいきます。



配水池上部の太陽光発電設備
（東村山浄水場）



新技術の活用例
（次世代型ソーラーセル）

施設名称等	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
研修・開発センター （140kW）	施工				
和田堀給水所 （50kW）	施工				
金町浄水場 （390kW）	施工				
柴崎給水所 （60kW）			施工		
更なる導入拡大に向けた検討			実施		

※（ ）内は計画値

施策の方向性 2 再生可能エネルギーの利用拡大

取組事項 2-2 小水力発電設備の導入

目標 小水力発電設備を累計2,700kW以上導入します。

水道局では、貯水池と浄水場との高低差や、給水所の配水池入口の余剰圧力を活用し、浄水場や給水所の7施設に、合計2,281kW（2023年度末）の小水力発電設備を設置しています。

昼間のみ発電する太陽光発電に対し、小水力発電は、昼夜を通して発電することができます※。

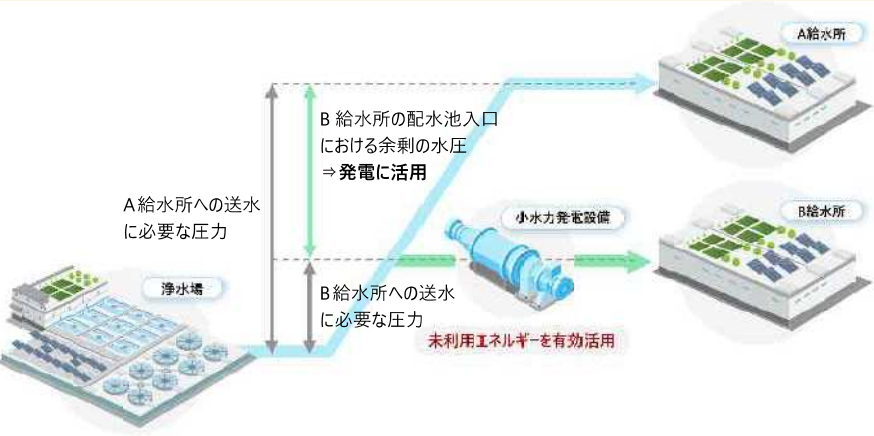
今後も、水運用や設置場所などの諸条件を確認した上で、小水力発電設備を積極的に導入します。



小水力発電設備
(上北沢給水所)

コラム 水道局ならではの小水力発電

浄水場で作られた水は、ポンプで給水所へ送られ、配水池に貯められます。浄水場から複数の給水所へ水を送る場合、標高の高い給水所へ向けてポンプで高い圧力をかけて送水しますが、このとき、標高の低い給水所には必要以上の圧力で水が到達します。そこで、このエネルギーを有効活用するため、給水所の配水池入口に小水力発電設備を設置し、電気エネルギーとして回収します。



施設名称	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
有明給水所 (50kW)		施工			
第一板橋給水所 (125kW)			施工		
砧浄水場 (54kW)				施工	

※ 水運用等により、変動する場合があります。

施策の方向性 2 再生可能エネルギーの利用拡大

取組事項 2－3 再生可能エネルギー由来電力の調達

目標 | 再生可能エネルギー利用割合の高い電力を積極的に調達します。

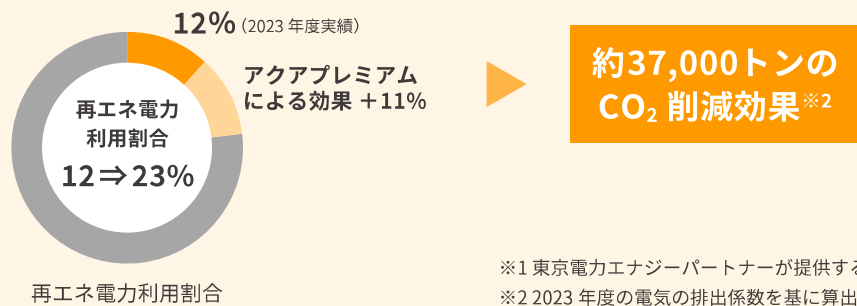
水道局は、都内の使用電力量の約1%にも相当する電力を使用していることから、購入する電力そのものを脱炭素化していくことも重要です。そこで、小売電気事業者から再生可能エネルギー利用割合の高い電力を調達することにより、当局使用電力に占める再生可能エネルギー利用割合を向上させ、CO₂排出量を削減していきます。



コラム アクアプレミアムの調達

水道局では、使用電力の脱炭素化に向け、浄水場で使用する電力の一部を 100% 水力発電由来のグリーン電力である「アクアプレミアム※1」に切り替え、使用電力に占める再生可能エネルギー利用割合の向上を行っています。

アクアプレミアムの導入により、2024 年度は再エネ電力利用割合が 11%程度向上し、約37,000 トン※2のCO₂削減につながる見込みです。



※1 東京電力エナジーパートナーが提供する電力メニュー
※2 2023 年度の電気の排出係数を基に算出

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
再生可能エネルギー 由来電力の調達			実施		

施策の方向性 3 燃料転換・電化

取組事項 3-1 水素の活用

目標 水素の活用により、燃料分野におけるCO₂排出量を削減します。

水素は地球上に豊富に存在している物質であり、燃焼等によりエネルギーとして活用することができます。水素は、使用時にCO₂を排出しないことから、エネルギーの脱炭素化に貢献できる存在として注目を集めています。

水道局では、中長期的な燃料の脱炭素化に向け、水素を燃料とする燃料電池自動車等のモビリティの利用を進めるとともに、将来的な水素活用設備の導入に向けた検討を進めていきます。



将来的な水素の活用イメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
モビリティ (燃料電池自動車等)			順次導入		
水素活用設備			導入検討		

施策の方向性 3 燃料転換・電化

取組事項 3-2 ゼロエミッションビークル（ZEV）※1等の導入

目標 自動車の利用実態や市場動向を踏まえつつ、買換えにあわせてZEVを積極的に導入するとともに、電動バイクを原則100%導入します。

水道局は、多くの四輪自動車やバイクを保有しています。そこで、走行時に CO₂や大気汚染物質を排出しない ZEV や電動バイクなどを積極的に導入することにより、その普及を促進し、ゼロエミッション東京の実現に貢献していきます。

ZEV 等の導入により、震災等で停電やガソリン不足等が生じた際でも、状況に応じて車種を使い分けできるようになるため、リスク分散にもつながります。

四輪自動車については、買換えにあわせて、災害時の機動力を確保しつつ、可能な限り ZEV を導入※2します。バイクについては、買換えにあわせて原則 100%電動バイクに更新します。



電気自動車



プラグインハイブリッド車



電動バイク

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
ZEV・電動バイクの導入			順次導入		

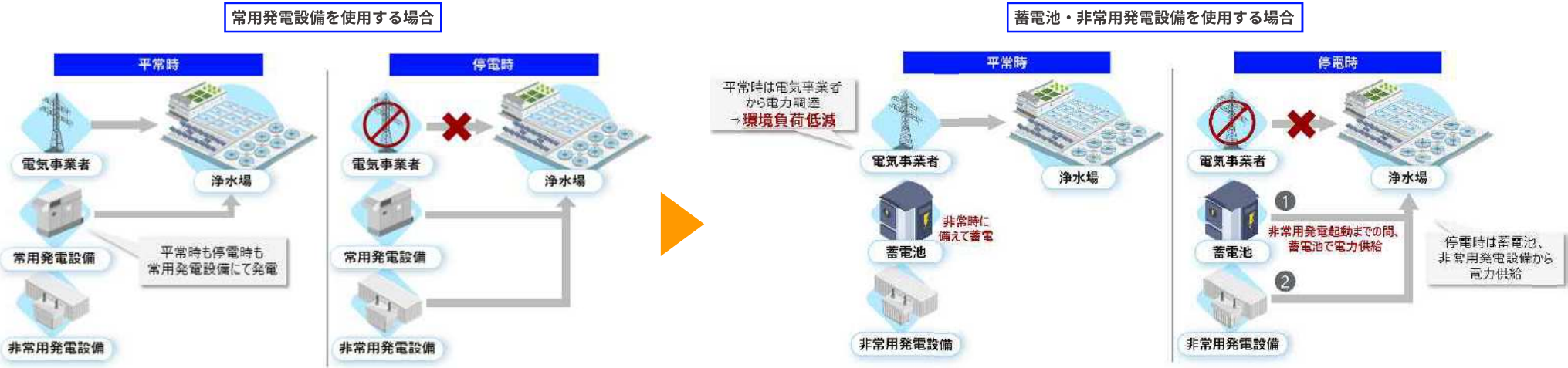
※1 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）をいう。
※2 ZEV への切り替えが困難な車両については、HV 車の導入を検討します。

施策の方向性 3 燃料転換・電化

取組事項 3－3 環境に配慮した非常時対応

目標 | 浄水場において、常用発電設備を可能な限り蓄電池で代替することで、燃料の電化を進めます。

水道は都民生活と都市活動を支える基幹ライフラインであり、災害時等においても安定給水を確保することが重要です。水道局では、浄水場に常用発電設備を導入し、常に施設内で発電を行うことにより、停電時の施設停止を回避しています。今後、必要電力の少ない浄水場においては、常用発電設備の代わりに蓄電池及び非常用発電設備を導入することにより非常時に備えます。このように、各浄水場の規模や特性に応じた施設整備を行い、燃料の電化を進めることで、より環境負荷の少ない体制で安定給水を確保していきます。



蓄電池及び非常用発電設備のイメージ

施設名称	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
東村山浄水場 (蓄電池＋非常用発電設備)			設計・施工		
三園浄水場 (蓄電池＋非常用発電設備)		設計・施工			

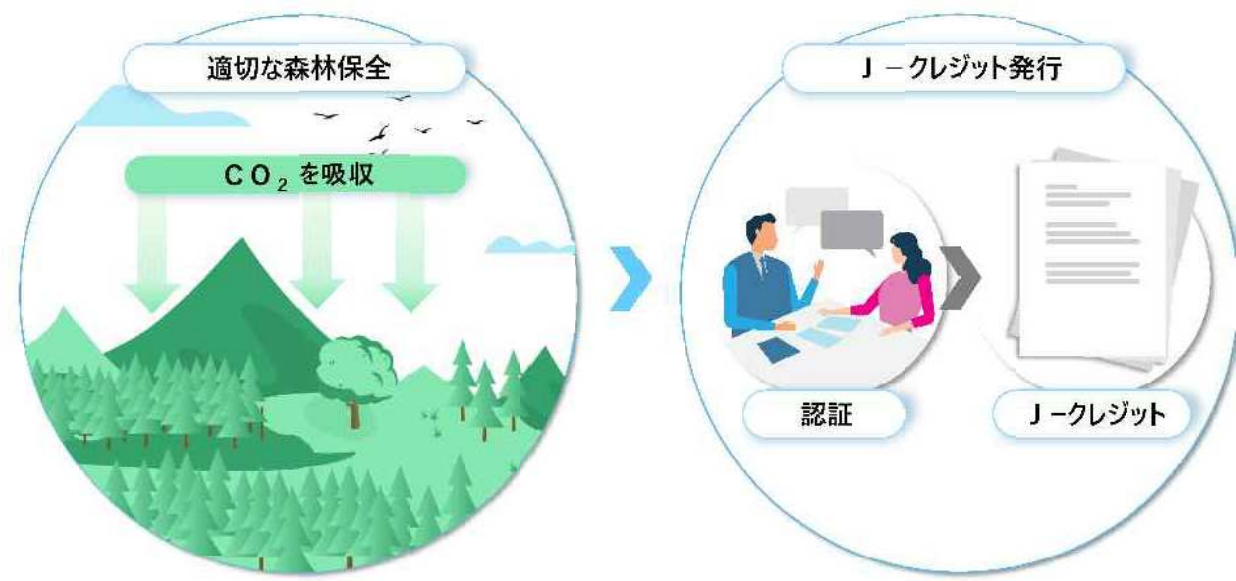
施策の方向性 4 カーボンオフセット

取組事項 4 水道水源林における J-クレジット創出の取組

目標 水道水源林の保全管理により、J-クレジットを創出します。

J-クレジット制度とは、適切な森林管理による CO₂ の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。クレジットは、企業等が温室効果ガス排出量の削減目標達成等のために活用可能です。

水道局では、水道水源林の持つ機能の維持・向上を図るため、間伐、枝打等の保全作業を実施しています。水源林を適切に保全管理することで、J-クレジットを創出していきます。



J-クレジット創出のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
J-クレジットの創出			実施		

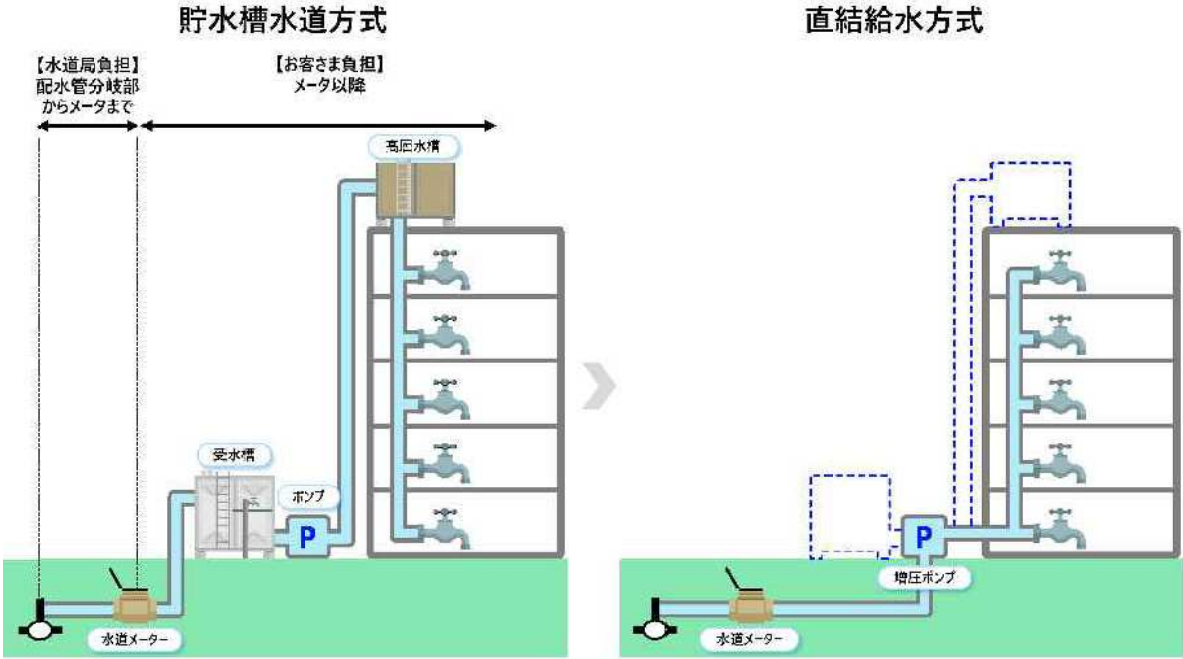
施策の方向性 5 水道施設外における脱炭素化の促進

取組事項 5 直結給水の推進

目標 | 直結給水の普及を推進します。

水道水を配水管から直接給水する直結給水方式は、浄水場でつくった安全でおいしい高品質な水を、直接蛇口まで届けることができますとともに、貯水槽清掃等の維持管理が不要となるなど、様々なメリットがあります。配水管の圧力を有効利用できるため、お客様の揚水ポンプ使用電力の削減にもつながります。

このため、直結給水方式への切替えに伴い、給水管の増径が必要となる場合、配水管分岐部から水道メータまでの給水管の口径を太くする工事を水道局が施行するなどの取組を進めることで、お客様の電気使用量を削減し、水道施設外における脱炭素化に寄与していきます。



直結給水方式への切替えに伴う給水管増径工事のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
直結給水の普及促進			実施		

■条例によるCO₂削減義務（目標）

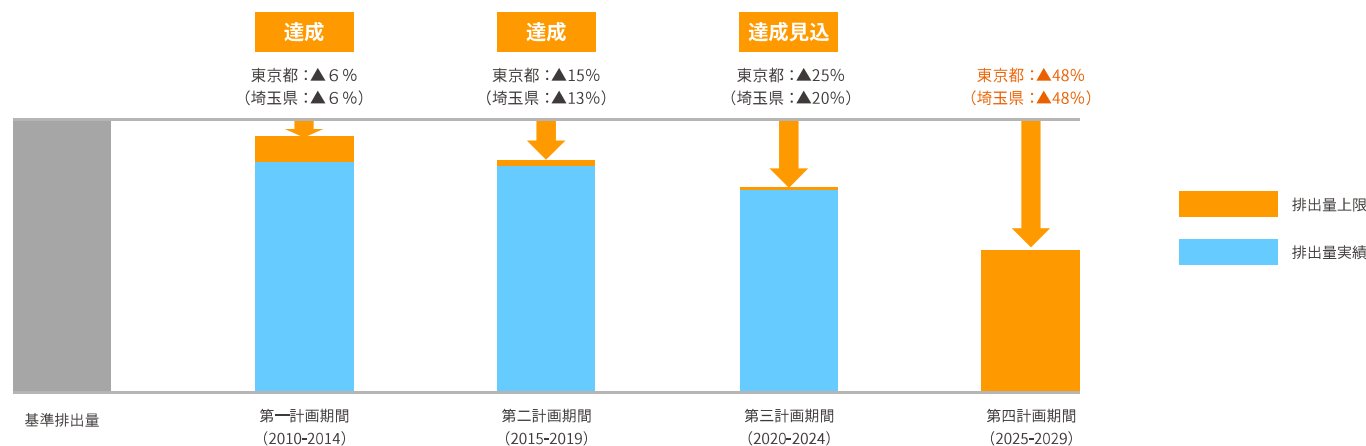
- 東京都及び埼玉県では、事業者に対する気候変動対策として、条例^{※1}により、大規模事業所^{※2}に対しCO₂排出量の削減を義務付けています。
- 2010年度^{※3}から開始したこの制度は、5年を1つの計画期間とする期間ごとの削減義務率を設定しており、2025年度から第四計画期間が開始されます。
- 水道局では、17事業所が大規模事業所に指定されていることから、今後も着実に脱炭素の取組を推進し、義務（埼玉県内の事業所においては目標）の履行（達成）を目指します。

■第四計画期間の主な変更点

- カーボンハーフの達成を目指し、2025年度から2029年度までの第四計画期間では、削減義務（目標）率が25%から48%へ大幅に変更となります。
- また、再エネの利用促進に向け、制度面に大きな変更がなされています。
- これにより、省エネの推進に加え、再エネ電力の調達などによる使用エネルギー自体の脱炭素化が重要視されることになります。

《主な変更点》

- ① 電気・熱の排出係数を「固定排出係数」^{※4}から「実排出係数」^{※5}に変更
- ② 再エネ利用手法の拡大や非化石証書^{※6}の活用による排出削減
- ③ トップレベル事業所の義務率緩和廃止（既存認定事業所は緩和措置あり）



削減義務（目標）率と排出量の推移

- ※1 東京都：東京都環境確保条例における「キャップ＆トレード制度」
埼玉県：埼玉県地球温暖化対策推進条例における「目標設定型排出量取引制度」
（埼玉県は2011年度から開始）
- ※2 前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所
- ※3 埼玉県は、2011年度から開始され、第一計画期間は2014年度までの4年間

- ※4 電気を使用した際のCO₂排出量が電力会社に依らず一定
（第三計画期間は東京：0.489kg/kWh、埼玉：0.495kg/kWh）
- ※5 再エネ使用量などにより電気を使用した際のCO₂排出量が電力会社ごとに異なる
- ※6 再エネで発電した電力は、「電気」と「環境価値」に分けられ、「環境価値」が証書化されます。
これを使用することで、使用電力が「CO₂がない電気」とみなされます。

トピック2 CO₂排出量削減義務等への対応

■削減義務（目標）履行に向けた取組

- ・2025年度から始まる第四計画期間では、義務（目標）率が大幅に増加することから、対策強化が必要となるため、引き続き、省エネ、再エネ利用の拡大に取り組むとともに、トップレベル事業所認定など制度面の仕組みも活用し、大幅に強化された削減義務（目標）の確実な履行（達成）を目指していきます。

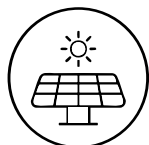


1. 省エネルギー化の推進

- ・省エネ機器の導入やエネルギー効率に配慮した送配水を行い、使用するエネルギーを削減します。

施策の方向性 1

省エネルギー化の推進（24 ページ～ 31 ページ）



2. 再生可能エネルギーの利用拡大

- ・再生可能エネルギーを活用することにより、電力の脱炭素化を推進します。

施策の方向性 2

再生可能エネルギーの利用拡大（32 ページ～ 34 ページ）



3. 森林吸収クレジットの取得拡大

- ・森林の整備・保全によるCO₂吸収量を埼玉県内の制度対象事業所の削減目標達成に利用可能です。
- ・2024年度の制度改正により、人工林に加え一部の天然林の吸収量も対象となりました。

施策の方向性 4

カーボンオフセット（38 ページ）

4. トップレベル事業所認定の拡充



- ・都及び埼玉の制度において、地球温暖化対策が特に優れている事業所は、「トップレベル事業所」及び「準トップレベル事業所」として知事の認定を受けることができます。
- ・これらに認定されると、削減義務率が軽減されます。（2024年度末までに認定された事業所が対象）
- ・トップレベル事業所の認定基準が見直されたことにより、今後、認定状況に変更が生じる可能性があります。引き続き、トップレベル事業所認定を維持するとともに、施設の省エネルギー化に取り組んでいきます。

2025年2月時点

トップレベル事業所（7事業所）

- ・練馬給水所
- ・八坂給水所
- ・稲城ポンプ所
- ・朝霞浄水場
- ・羽村導水ポンプ所
- ・日野増圧ポンプ所
- ・拝島給水所
（2024年度末認定見込）

準トップレベル事業所（2事業所）

- ・淀橋給水所
- ・板橋給水所
（2024年度末認定見込）

環境基本方針 2 循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用

重要分野2 サークュラーエコノミー

あるべき姿

資源の調達、利用及び廃棄にかかる環境負荷を最小化することで、持続可能な資源利用を進め、循環型社会及び将来にわたる健全な水循環の形成に寄与している。

環境基本方針

物品を多量に調達し、廃棄物等を排出する事業者として、循環型社会の形成に寄与するため、事業活動における省資源化など、持続可能性の確保に向けた取組を推進するとともに、提供するサービスの継続的な向上を図ります。

水道局の状況

浄水処理や工事などを行う上で浄水場発生土や建設副産物などが発生します。

また、オフィス活動においても紙や水などを使用することによって、同様に廃棄物が発生します。

これらの廃棄物を焼却、埋立てする際には、有害物質の排出や土壌汚染など大きな環境負荷を伴います。

水道局が持続可能な資源利用に取り組む意義

- 水をはじめとする資源の維持・安定的な確保
 - ・ 水や鉱物資源等の限りある資源を有効利用・循環利用することで、資源の持続可能性の担保に繋がります。
 - ・ 適切な廃棄物の管理促進は、水質の保全にとっても重要です。
- 適正な生産・消費・廃棄による気候変動の緩和、生物多様性への影響の低減
 - ・ 大量生産・消費・廃棄社会からの脱却は、CO₂排出量削減や環境破壊等の抑制に繋がります。



環境基本方針 2 循環型社会の実現に向けた持続可能な資源利用

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

事業活動に伴い発生する廃棄物を抑制するとともに、浄水場発生土や建設副産物等の有効利用を推進します。

- 取組事項 6-1 浄水場発生土の有効利用
- 取組事項 6-2 粒状活性炭の有効利用
- 取組事項 6-3 建設副産物の有効利用
- 取組事項 6-4 水道水源林で発生する木材の有効活用
- 取組事項 6-5 オフィス活動における廃棄物の削減
- 取組事項 6-6 太陽光パネルの適正処理
- 取組事項 6-7 水道施設の長寿命化

施策の方向性 7 ペーパーレス化の推進

ICTを活用したペーパーレス化を推進します。

- 取組事項 7-1 オフィス活動における紙使用量の削減
- 取組事項 7-2 請求書等のペーパーレス化

施策の方向性 8 脱プラスチックの推進

代替素材や再生プラスチックへの転換を図るなど、プラスチック削減を推進します。

- 取組事項 8 プラスチック使用量の削減

施策の方向性 9 水資源の有効利用

無駄になる水道水を減らすため、お客さまも含めた水資源の有効利用に取り組んでいきます。

- 取組事項 9-1 漏水防止対策の推進
- 取組事項 9-2 オフィス活動における水使用量の抑制
- 取組事項 9-3 節水の呼び掛け

施策の方向性 10 薬品使用量の低減

新たな技術について調査を進め、薬品使用量の低減に取り組んでいきます。

- 取組事項 10-1 高塩基度 PAC の導入
- 取組事項 10-2 より効果的な浄水処理の検討

これらの取組は、以下のSDGsの実現に貢献します。



施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－1 浄水場発生土の有効利用

目標 | 2029 年度までに浄水場発生土のリサイクル率を 70%程度まで向上します。

河川の水から水道水を作る過程で、河川水中の土砂等を凝集・沈殿させた後、濃縮・脱水することで土が発生します。この浄水場発生土は、園芸用土、グラウンド材等としてリサイクルされています。

この取組は、2011 年度及び 2012 年度は放射性物質の影響により、見合わせていました。しかし、放射能測定結果の公表などを通して安全性を PR することで発生土の有効利用を拡大し、現在は全発生土量約 6 万トンのうち、約 66% を有効利用しています（2023 年度実績）。

今後も浄水場発生土のリサイクル率を向上し、循環型社会の形成に貢献していきます。

浄水場発生土の有効利用



浄水場発生土



粒状改良土

園芸用土

グラウンド材

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
浄水場発生土の有効利用	2029年度までに70%程度のリサイクル				

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－2 粒状活性炭の有効利用

目標 | 粒状活性炭を 100%有効利用します。

粒状活性炭は、高度浄水処理過程において、かび臭原因物質等を除去するとともに、表面に繁殖する微生物によりアンモニア態窒素等を分解するために用いられています。この粒状活性炭は、定期的な入替えを行うため、使用済粒状活性炭が年間約9千トン（2023年度実績）発生します。

発生した使用済粒状活性炭は、園芸用土等に有効利用されているほか、2015年度からは燃料補助剤等としても利用されています。このような取組によって、2015年度からは全量有効利用しています。

今後も、使用済粒状活性炭の全量有効利用に取り組んでいきます。



使用済みの粒状活性炭を園芸用土へ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
粒状活性炭の有効利用			100%有効利用		

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－3 建設副産物の有効利用

目標 | 建設廃棄物を 100%リサイクルします。建設発生土を 100%リサイクルします。

建設副産物とは建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、下の表のように分類されます。
水道局では、東京都建設リサイクルガイドライン等に基づき、水道工事等の際に発生する建設副産物の有効利用を推進し、廃棄物等による環境負荷を低減します。

建設副産物の分類

建設副産物	建設廃棄物	廃棄物処理法第 2 条 1 項に規定する廃棄物 (がれき類、汚泥、木くず、コンクリートくずなど)
	建設発生土	建設工事に伴い発生する土砂等
	有価物	スクラップ等他人に有償で売却できるもの

- 1 建設廃棄物の有効利用
- 東京都建設リサイクルガイドラインでは、建設廃棄物のうち、一定規模以上の建設工事における特定建設資材^{※1}のリサイクルが義務付けられています。
水道局では、義務を確実に履行するとともに、その他の建設廃棄物（アスベスト^{※2}等の再利用が不可能なものを除く。）についても再資源化を極力行い、100%有効利用するように努めます。
- 2 建設発生土の有効利用
- 水道工事で発生する建設発生土は、現場内利用^{※3}を実施し、現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用^{※4}を実施します。工事間利用ができない場合は、建設発生土の有効利用に該当する搬出先へ搬出します。

※ 1 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

※ 2 アスベストは、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守し、適正に処理しています。

※ 3 発生した建設発生土を一時的に堆積し、同一現場で利用すること

※ 4 発生した建設発生土を一時的に堆積し、他現場で利用すること

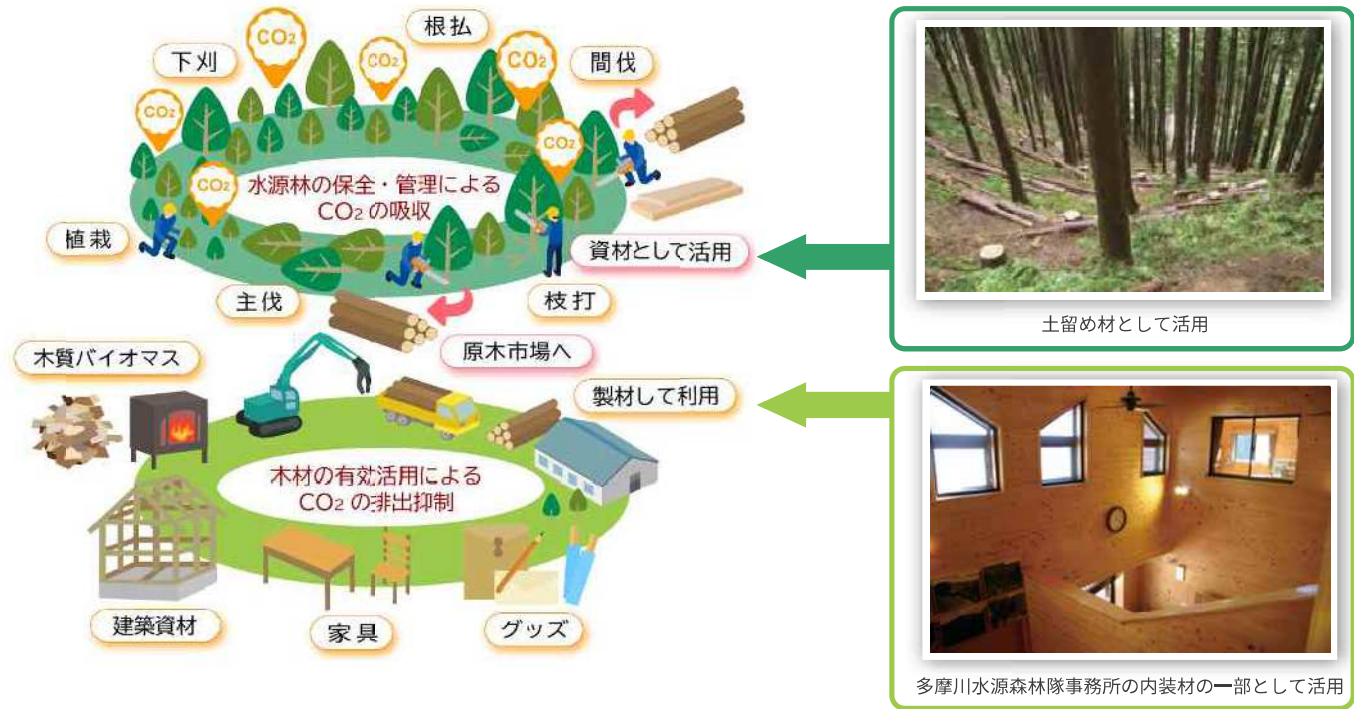
取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
建設廃棄物の リサイクル			100%リサイクル		
建設発生土の リサイクル			100%リサイクル		

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－4 水道水源林で発生する木材の有効活用

目標 | 水道水源林の育成過程において発生する主伐材及び間伐材を 100%有効活用します。

水道局では、水道水源林の保全作業の一環として、主伐※¹や間伐※²を実施しています。主伐材は、土木・建築資材として活用されるほか、木質バイオマス発電燃料としても活用されます。間伐材は、斜面に対して平行に寝かせて置くことにより、土砂の移動を防ぐ土留め材として活用するほか、森林管理のための歩道整備で設置する栈橋や木柵などの材料としても活用します。



水道水源林の適切な管理と木材の有効活用を通じた地球温暖化防止のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
間伐材等の有効活用			100%有効活用		

※1 新たに苗木を植える空間をつくるため、十分に成長した樹木（上木）をある程度残して伐採すること。 ※2 森林内に光が入るようにするため、健全な成長が見込めない樹木を伐採すること。

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－5 オフィス活動における廃棄物の削減

目標 | 廃棄物量を 2023 年度実績以下に抑制します。

これまで水道局では、ごみの排出量の抑制など、資源循環に配慮したオフィス活動に取り組み、成果を上げてきました。

今後も職員一人一人の意識向上を図り、不要な物品の購入を控えるなど、より一層の 3R（リデュース：Reduce、リユース：Reuse、リサイクル：Recycle）に取り組み、ごみの排出量を抑制します。

また、東京都グリーン購入推進方針及び東京都グリーン購入ガイドに基づき、環境に配慮した調達を心がけ、日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図ります。

※ 政策連携団体へ運営を委託している事業所については対象外とし、過年度に遡って実績から除外しています。



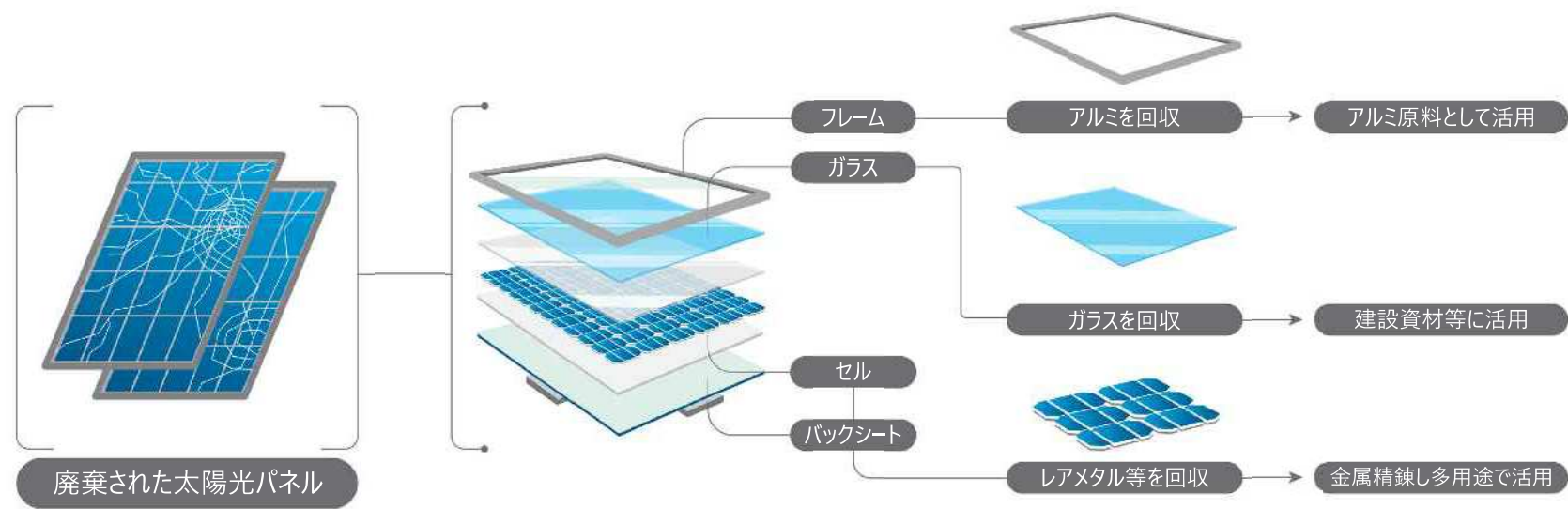
取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
ごみの排出量の抑制			2023年度実績以下に抑制		

施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－6 太陽光パネルの適正処理

目標 | 太陽光パネルの撤去に当たり、適正処理を実施します。

これまで水道局では、浄水場や給水所等の整備等に合わせて太陽光発電設備を導入してきました。
使用済みの太陽光パネルをリサイクルすることによって、レアメタルやガラスを回収することができます。
耐用年数を迎えた太陽光パネルを撤去する際は、積極的にリサイクルに取り組み、廃棄物の抑制と環境負荷の低減を図っていきます。



太陽光パネル適正処理のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
太陽光パネルの適正処理			実施		

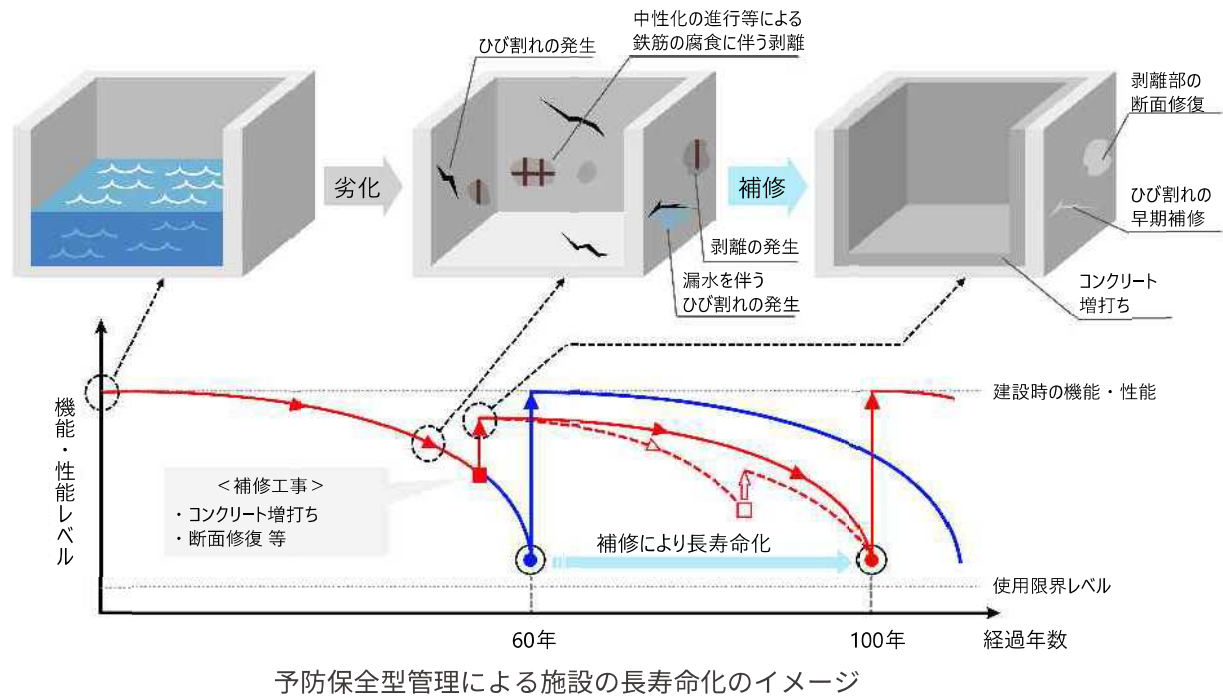
施策の方向性 6 廃棄物の抑制

取組事項 6－7 水道施設の長寿命化

目標 | 水道施設の長寿命化に取り組むことで、環境負荷を低減していきます。

水道施設は、主にコンクリートや鋼材等で構成されており、これら材料は製造から解体の過程において多くの資源やエネルギーを消費し、CO₂や廃棄物などが発生します。

水道局では、浄水施設に予防保全型管理を導入するなど、水道施設の長寿命化を図っていくこととしており、ライフサイクルを考慮した水道施設の整備に取り組んでいます。



予防保全型管理による施設の長寿命化のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
水道施設の長寿命化			実施		

施策の方向性 7 ペーパーレス化の推進

取組事項 7-1 オフィス活動における紙使用量の削減

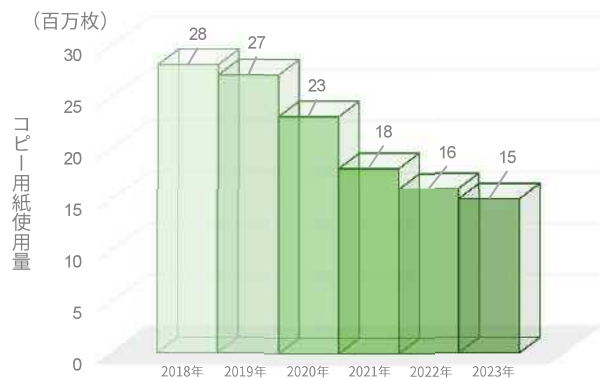
目標 | コピー用紙使用量及び印刷物枚数を 2023 年度実績以下に抑制します。

東京都では、2025 年度までに、本庁の全ての職場において、固定席を前提とした従来の執務室から、場所に縛られない柔軟な働き方を実現する未来型オフィスへの転換を進めており、水道局でも順次、未来型オフィスへ移行しています。

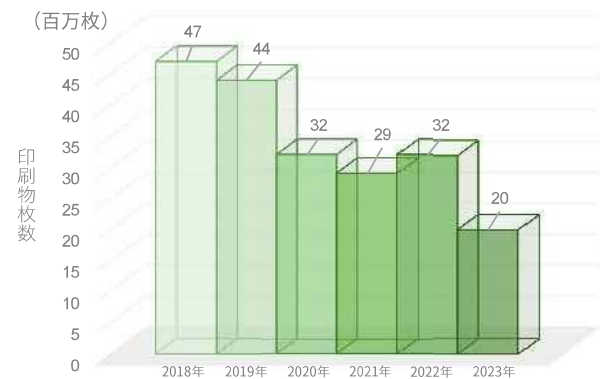
これまでも、持ち運び可能なモバイル端末や大型モニターを活用し、打合せや研修における紙の使用枚数を減らしてきましたが、未来型オフィスへの移行により、ペーパーレス化をより一層加速していきます。

また、冊子等を印刷する際に必要部数を改めて精査し、印刷物枚数を抑制します。

※ 政策連携団体へ運営を委託している事業所については対象外とし、過年度に遡って実績から除外しています。



コピー用紙使用量の推移



印刷物枚数の推移

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
コピー用紙使用量の削減			2023年度実績以下に抑制		
印刷物枚数の抑制			2023年度実績以下に抑制		

施策の方向性 7 ペーパーレス化の推進

取組事項 7-2 請求書等のペーパーレス化

目標 | 請求書や検針票等の電子化によりペーパーレス化を加速します。

2022 年 10 月に運用を開始した東京都水道局アプリを利用することで、水道の使用開始や中止、口座振替などの各種申込み、クレジットカードや決済アプリ等による料金の支払をスマートフォン等で行うことが可能となっています。

アプリを通して過去の使用水量や料金の閲覧などができるほか、請求書や検針票等を電子配信することによりペーパーレスを推進しています。

今後もアプリの安定的な運用及び利用者の拡大により、ペーパーレス化を推進していきます。



電子請求書



電子検針票

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
請求書の ペーパーレス化			実施		
検針票の ペーパーレス化			実施		
口座振替申込書の ペーパーレス化			実施		

施策の方向性 8 脱プラスチックの推進

取組事項 8 プラスチック使用量の削減

目標 | 職員自らワンウェイプラスチック※の削減に取り組めます。

未来型オフィスでは、個人の座席が決まっておらず、書類を机の中に保管しておくことが想定されていません。そのため、水道局内において既に未来型オフィスに移行した部署では、紙のみならず、クリアファイルや筆記用具等の文房具類の使用頻度の低下傾向がみられます。今後も、プラスチック製の文房具類の購入を最低限度に控える等、脱プラスチックの機運を高めてまいります。

また、職員一人一人が、マイボトルやマイバックの利用等、自らワンウェイプラスチックを削減することに積極的に取り組んでいきます。



従来型オフィス



未来型オフィス

未来型オフィスへの移行イメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
プラスチック使用量の削減			実施		

※ 一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。使い捨てのスプーンやフォーク、マドラー、ストロー、レジ袋、ペットボトル等。

施策の方向性 9 水資源の有効利用

取組事項 9－1 漏水防止対策の推進

目標 | 漏水防止対策の実施により、漏水率を3%程度に維持します。

浄水場で作られた水を無駄なくお客さまへお届けするためには、水道管などの漏水防止対策が必要です。漏水防止対策は、ダムなどの新規水源開発に匹敵する量の水を保全する効果があります。

水道局は、これまで、漏水調査や水道管の計画的な取替え等の漏水防止対策を実施してきました。1992年度に10.2%であった漏水率は、近年、3%台を推移しており、世界でもトップレベルの低漏水率を実現しています。

今後も、継続して漏水防止対策に取り組むとともに、漏水の早期発見や予防保全に資する技術開発に取り組むなど、低漏水率を維持する取組を進め、限りある水資源を有効に活用していきます。

コラム 漏水防止対策によるCO₂の削減効果

漏水防止対策による水資源の保全は、水道水をお客さまにお届けするための電力を削減し、CO₂排出量の抑制にも寄与します。漏水率10%と3%とで比較した場合、約3万トンのCO₂の排出を抑制できます。これは、一般家庭約1万世帯分の年間CO₂排出量^{※1}に相当します。

漏水率10%と3%に相当する水道水の供給に伴うCO₂排出量

漏水率	10%	3%
漏水量 ^{※2}	152,663千m ³	45,799千m ³
CO ₂ 排出量 ^{※3}	39,234トン	11,770トン

水資源を
約1億m³保全

CO₂排出量を
約3万トン低減

※1 1世帯あたりの年間CO₂排出量 2.36t-CO₂(環境省「令和4年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」
関東甲信地方の世帯当たりの年間CO₂排出量より)

※2 2023年度配水量実績 1,526,632千m³(東京都水道局)をもとに算出

※3 配水量1m³あたりのCO₂排出量 0.000257t-CO₂(東京都水道局)



夜間に実施する音聴調査の様子
(地下漏水の早期発見、未然防止)

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
漏水防止対策の推進			漏水率を3%程度に維持		

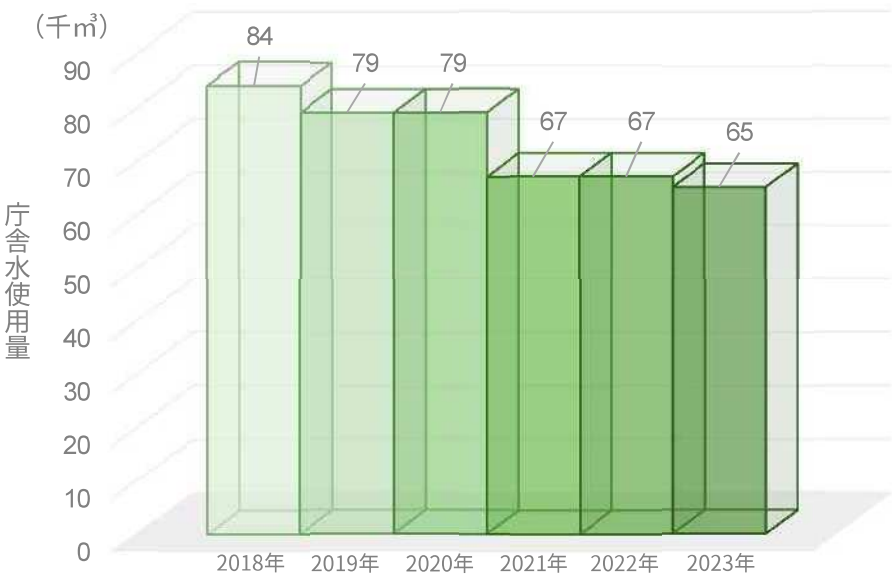
施策の方向性 9 水資源の有効利用

取組事項 9-2 オフィス活動における水使用量の抑制

目標 | オフィス活動における水使用量を 2023 年度実績以下に抑制します。

水資源の有効利用は、供給側の取組だけでなく、需要側の取組も不可欠です。水道局では、これまでも水使用量の抑制に向けた取組を率先的に実施し、着実に効果を上げています。今後も、節水や雨水利用などの取組を進め、オフィス活動における水使用量のさらなる抑制を目指します。

※ 政策連携団体へ運営を委託している事業所についても対象としています。



オフィス活動における水使用量の推移

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
オフィス活動における水使用量の抑制			2023年度実績以下に抑制		

施策の方向性 9 水資源の有効利用

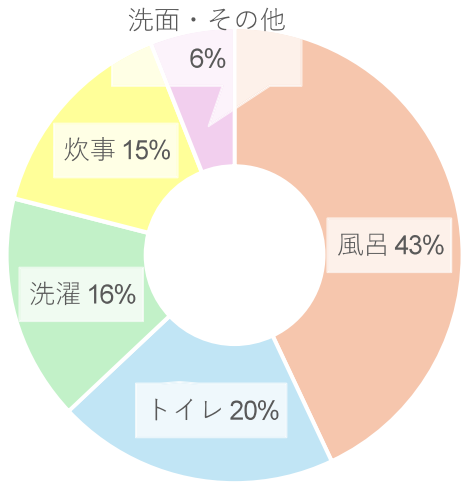
取組事項 9-3 節水の呼び掛け

目標 | 節水の呼び掛けを行い、お客さまの節水行動を促進します。

東京で1日に使われる水の量は東京ドーム 3.3 杯分（406 万m³^{※1}）で、そのうちの約 7 割が家庭で使われています。そこで、お客さまへの環境意識向上の働きかけを行い、日常的な取組として「節水」行動を促進します。

ご家庭でできる節水方法や水道使用に伴う CO₂排出量を水道局のホームページ等で紹介するとともに、パンフレット、チラシの配布、水道なんでも相談等を通じて、お客さまの節水意識の向上に取り組めます。

＜家庭で一人が1日に使う水道水の量は、平均 212 リットル^{※1}＞



家庭での水の使われ方^{※2}

用途別使用量の目安

用途	使い方	使用量	温室効果ガス 排出量
洗面・手洗い	1 分間 流しっぱなし	約 12ℓ	約 2.8g
歯磨き	30 秒間 流しっぱなし	約 6ℓ	約 1.4g
食器洗い	5 分間 流しっぱなし	約 60ℓ	約 13.8g
シャワー	3 分間 流しっぱなし	約 36ℓ	約 8.3g

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
節水の呼び掛け			実施		

※ 1 2023 年度のデータ ※ 2 「東京都水道局令和 3 年度一般家庭水使用目的別実態調査」より

施策の方向性10 薬品使用量の低減

取組事項10－1 高塩基度 PAC※の活用

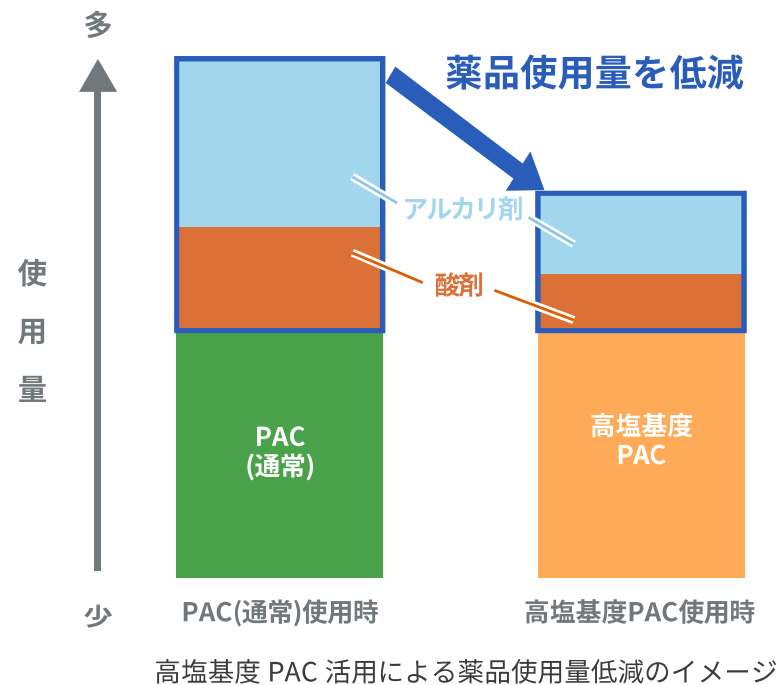
目標 | 高塩基度 PAC の活用により、pH 調整に使用する薬品量の低減に取り組んでいきます。

水道局では、原水水質に適した浄水処理を行うことで、水質基準に適合した安全な水道水をつくっています。

浄水処理の工程の一つである凝集沈殿処理では、水中に分散した濁り成分を、PAC（ポリ塩化アルミニウム）という薬品を用いて凝集、沈殿させています。

凝集沈殿処理において高塩基度 PAC を活用することによって、pH 調整に使用する薬品の量の低減に取り組んでいきます。

※ 高塩基度 PAC とは、PAC のうち、塩基度を70%程度（通常は50%）に高めたもの



取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
高塩基度PACの活用			実施		

施策の方向性10 薬品使用量の低減

取組事項10－2 より効果的な浄水処理の検討

目標 上向流式生物活性炭接触処理をはじめとする新技術について調査し、浄水処理に用いる薬品の使用量低減や浄水処理の効率化に向けて検討します。

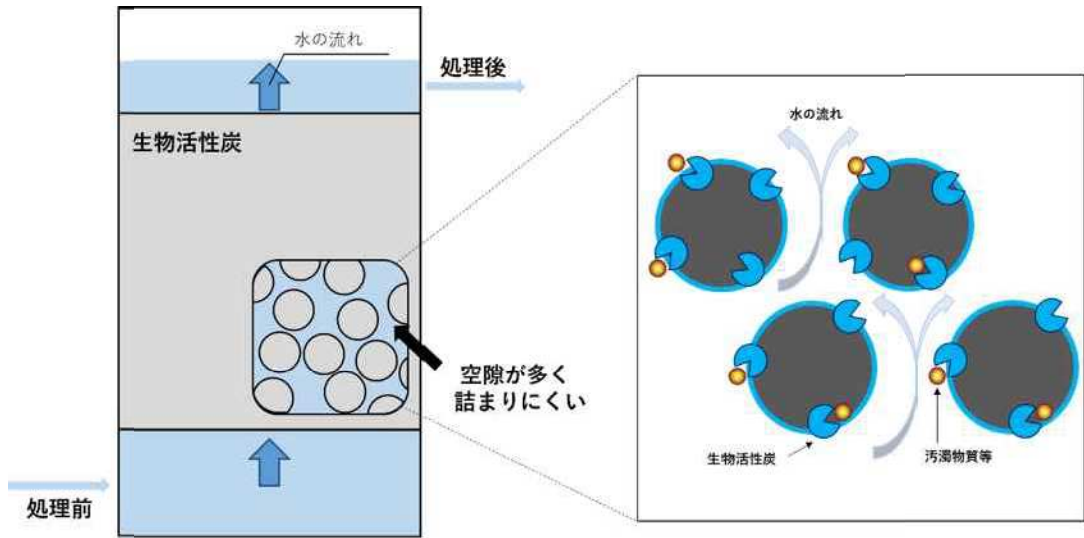
生物活性炭とは、有機物を分解する微生物が表面に付着した活性炭のことをいい、浄水処理においては有機物などの汚れの分解・除去に用いられています。

しかし、冬季は水温が低下し、微生物の活動が鈍くなるため、薬品を投入することにより、生物活性炭で除去しきれない汚れなどを分解・除去しています。

そこで、低水温期の生物活性炭処理をより効率的に行う技術（上向流式生物活性炭接触処理）について、今後整備予定の実験施設も活用しながら調査研究を実施していきます。

これにより、浄水処理に用いる薬品の使用量低減が期待できます。

また、今後整備予定の上流部浄水場（仮称）における同技術の活用についても検討していきます。



上向流式生物活性炭接触処理のイメージ

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
上向流式生物活性炭接触処理に関する調査			実施		
その他新技術の調査			実施		

環境基本方針 3 生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全

重要分野3 水と緑の保全（生物多様性）

あるべき姿

水道水源林や水道施設における豊かな緑を将来にわたり守り続け、生物多様性に配慮した事業を展開している。

環境基本方針

天然資源である水を原料に活動する事業者として、気候変動による災害の抑制や水質の保全といった様々な恵みをもたらす生物多様性に配慮しながら、将来にわたり豊かな水と緑の保全に取り組んでいきます。

水道局の状況

水道局は、限りある貴重な資源である水を原料として事業活動を展開しています。持続可能な水道事業のためには、水資源を守り、大切に使うことで、豊かな水を育む健全な水循環を次世代に引き継いでいく必要があります。

水道局が水と緑の保全に取り組む意義

- 水質や水量の保全
 - ・森林や河川の生物を保全することで、自然の水質浄化機能を維持することができます。
 - ・森林の働きにより、適切な河川流量を維持することができます。
- 気候変動災害の抑制、気候変動の緩和
 - ・森林の働きにより、土砂災害や洪水といった災害を抑制することができます。
 - ・森林の CO₂ 吸収量が増加することで、気候変動の緩和に繋がります。



生物多様性保全による災害抑制、水質・水量の保全

環境基本方針 3 生物多様性に配慮した豊かな水と緑の保全

施策の方向性 11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

水道水源林を生物多様性にも配慮しながら適正に管理し、また、水源地保全の取組への理解促進や様々な主体との協働により、水道水源林の一層の機能向上を図っていきます。

取組事項 11-1 水道水源林の保全

取組事項 11-2 ボランティアなどと協働した水源地保全

取組事項 11-3 生物多様性の保全に配慮した取組

施策の方向性 12 水道施設等における取組

局施設の屋上等における緑化を推進します。また、都市部※における快適な水と緑の空間を適切に管理していきます。

取組事項 12 水道施設等における水と緑の創出・保全

※本計画での都市部は、水源林以外の東京都内を指します。



これらの取組は、以下のSDGsの実現に貢献します。



施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

取組事項11－1 水道水源林の保全

目標

保全作業を 600ha/ 年※実施します。
また、民有林を購入し、森林の機能回復を図ります。

森林は、水源かん養機能及び土砂流出防止機能等を有し、河川に流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、流量を安定化する役割を果たしています。さらに、森林の樹木は、光合成により大気中の CO₂ を吸収しており、地球温暖化防止の役割も果たしています。これら森林の持つ機能の維持・向上を図るため、水道水源林の間伐、枝打等の保全作業を着実に実施していきます。

また、多摩川上流域の民有林は、長期にわたる林業の不振により整備が行き届いていない森林があり、森林の持つ機能の低下が懸念されています。将来にわたって水源地を良好な状態で保全するため、森林の持つ機能が十分発揮できるよう、民有林の購入を実施していきます。購入した森林は順次整備し、水道水源林として良好な森林へと再生していきます。



整備前（購入した森林）
森林の手入れ不足により森林内が暗く、倒れた木などが散乱



整備後
水道水源林として保全作業を行い、森林の機能が向上

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
保全作業			計画的に実施 (600ha/年※)		
民有林の購入			購入※		

※ 現行の「第 11 次水道水源林管理計画」及び「みんなでつくる水源の森実施計画 2021」の計画期間が 2025 年度までであることから、2026 年度以降は変更する可能性があります。
第 11 次水道水源林管理計画：水道水源林の適切な管理を目的に、長期的な視点で森林の育成・管理を行うため、10 年間の基本方針と事業の方向性を示した計画
みんなでつくる水源の森実施計画 2021：上記管理計画のうち、早急かつ重点的に取り組むべき具体的な内容を示した計画

施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

取組事項11-2 ボランティアなどと協働した水源地保全

目標 多摩川水源森林隊の参加者を 1,500 人 / 年※受け入れます。
また、多くの方に水源地保全への理解を深めていただく取組を実施します。

多摩川上流域には、水道局が管理する水道水源林と、水道局以外の方が所有する民有林とがあります。多摩川上流域の水源地を一体的に保全するためには、水道局の保有する水道水源林に加え、民有林の保全を行うことも重要です。水道局では、「多摩川水源森林隊」を設立し、ボランティアの方々と協働して民有林で間伐、枝打、道づくり等の森林保全活動を行ってきました。こうした活動などにより、緑豊かな水源の森づくりを行っていきます。

また、水源地保全の重要性について若年層の理解促進を図るため、高校生や大学生の森林保全活動等への受入れも行います。

さらに、多くの方に水源地保全の重要性を理解していただくため、「水道水源林ポータルサイトみずふる」や「水源林ツアー」などにより、水道水源林に関する情報を発信していきます。



ボランティアの方が活躍する多摩川水源森林隊（枝打）



学生による森林保全活動（間伐）

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
多摩川水源森林隊による保全活動			実施 (1,500人/年※)		
水源地保全への理解促進			実施		

※ 現行の「みんなでつくる水源の森実施計画 2021」の計画期間が 2025 年度までであることから、2026 年度以降の目標値を変更する可能性があります。

施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

コラム 水道水源林の魅力発信

◆水道水源林の魅力や水源地保全の重要性を発信する取組

水道水源林を将来にわたって管理するためには、水道水源林の魅力を発信し、水源地保全の重要性を多くの方々に理解してもらうことが重要です。そのため、水道水源林に特化したサイトである「水道水源林ポータルサイトみずふる」の運営を行うとともに、職員の案内により実際に現地を訪れる「水源林ツアー」や「みずふる」を活用した動画配信などを実施しています。

そのほか、「多摩川水源サポーター制度」により、登録していただいたサポーターの皆様へ水源地に関する様々な情報をメールマガジンで配信しています。さらに、水源地保全の取組に貢献したいという方々から「東京水道 水源林寄附金」を募集し、頂いた寄附金を水道水源林の保全・育成に活用しています。

こうした取組を今後も続け、水源地保全の理解促進を行っていきます。

「水道水源林ポータルサイトみずふる」はこちらから
<https://www.mizufuru.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/>

水道水源林ポータルサイト

みずふる



「みずふる」のトップページ



水源林ツアーの様子

施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

取組事項11－3 生物多様性の保全に配慮した取組

目標 森林被害（病虫獣害）への対策や、事業に伴う自然環境への影響を最小限に抑制する取組など、生物多様性の保全に配慮した取組を行います。

水道水源林や小河内貯水池等において、たくさんの生物を育む自然環境を守り、生物多様性の保全に配慮した取組を行っていきます。

○ シカ被害への対策

- ・シカの食害による樹木の枯死や下層植生の消失を防止するため、シカ侵入防止柵等を設置・管理
- ・シカの生息密度を適正に保つため、地元自治体等と連携した管理捕獲を実施

○ 巣箱の管理作業

- ・水道水源林内に設置している巣箱^{※1}を適切に管理

○ 動植物の生息・生育環境への影響を最小限に抑える治山・林道工事の実施

- ・森林内での工事に当たり、樹木の伐採を最小限にとどめるよう配慮
- ・法面の緑化に当たり、自然侵入促進型植生マット^{※2}を設置場所の状況に応じ採用



水道水源林内に設置した巣箱



自然侵入促進型植生マットを活用した林道整備

※1 森林で発生する病虫害の被害を未然に防ぐため、虫を食べる野鳥の繁殖を促す。

※2 既存の植生に影響を与えないよう、周囲の森林から飛来した種子を捕捉し緑化を図るマット。

施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

取組事項11－3 生物多様性の保全に配慮した取組

○ 小河内貯水池における冷水対策

- ・ 貯水池からの放流水温と自然河川水温との差を縮小し、アユ等の水生生物の保全に寄与



小河内ダム

○ 取水堰^{せき}の魚道管理

- ・ 魚類等の水生生物が往来可能な魚道により、施設が魚類の生息の妨げとならないよう配慮



魚道（羽村取水堰^{せき}）

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
シカ被害への対策	シカ侵入防止柵等の設置・管理、シカの管理捕獲				
巣箱の管理作業			実施		
生物多様性に配慮した 治山・林道工事			実施		
小河内貯水池における 冷水対策			実施		
取水堰 ^{せき} の魚道管理			実施		

施策の方向性11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上

コラム 水道水源林の生き物

水道水源林の中には、多様な植物が生育しています。天然林のエリアには、比較的土壌の深い山腹や溪流沿いに、ブナやミズナラ、クリ、シオジ、カエデ類などの広葉樹、土壌の浅い岩場や標高の高い地域では、コメツガやトウヒ、シラビソなどの針葉樹を主体とする森林が広がっています。

また、ニホンカモシカ、ニホンリス等のほ乳類や、クマタカ、オオルリ、シジウカラ等の鳥類、ヤマメ、イワナといった川魚も生息しています。小型ほ乳類のヤマネ等、個体数が少なく希少な種も生息しているため、森林の管理作業や工事を行う際には、できるだけ生息環境を阻害しないように注意を払っています。

水道水源林に生息する生き物



優雅に空を飛ぶクマタカ



新緑の中でさえずるオオルリ



日本で一番小さな鳥のキクイタダキ



丹波山村のクリンソウ



親子でたたずむニホンカモシカ



大菩薩周辺にひそむキツネ



天目山のチチブドウダン



笠取山のシャクナゲ

施策の方向性12 水道施設等における取組

取組事項12 水道施設等における水と緑の創出・保全

目標 局施設において、計画的に緑化を実施します。
また、玉川上水を適切に管理していきます。

水道局の施設の新築・改修等に併せて屋上や配水池上部等を緑化し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。さらに、緑化時に可能な限り在来種を選定することで、緑の量に加え、緑の質を向上していきます。

また、玉川上水は現役の水道施設であり、開渠部分は水の流れと緑地帯を形成していることから、今後も、貴重な「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」として適切に管理していきます。加えて、豊かな自然を感じていただけるよう、玉川上水路沿いを散策するイベントも開催していきます。



幸町浄水場の屋上緑化



玉川上水 上流の桜（羽村市）

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
敷地内の緑化			検討・実施		
玉川上水の 保全管理			実施		

環境基本方針 4 多様な主体との環境コミュニケーション

重要分野 4 環境コミュニケーション

あるべき姿

活発な環境コミュニケーションにより、環境への取組に対する関係者の理解が十分に得られ、環境施策が持続的に展開されている。

環境基本方針

お客さまをはじめとする多様な主体との環境コミュニケーションを積極的に推進することで、環境施策の実効性を更に向上させていきます。

水道局の状況

水道事業は、限りある資源である水を原料としていることから、地球環境と関わりの深い事業です。そのため、環境対策に積極的に取り組むことで、持続可能な水道事業を実現し、豊かな地球環境を次世代へ継承していくことが、水道局が果たすべき社会的責任です。

環境施策の推進力を確保、強化していくためには、お客さまをはじめとする多様な主体の理解と協力を得ることが必要不可欠となります。

水道局が環境コミュニケーションに取り組む意義

●環境関連取組の推進

- ・分かりやすい情報発信により、関係するお客さま、事業者、職員等への環境関連の取組推進に対する理解を深めることができます。

●効果的な環境課題解決策の検討

- ・お客さまの声をはじめ、様々な意見を取り入れることにより、より効果的で説得力のある取組の検討が可能となります。
- ・企業や大学等と連携することにより、環境関連技術の調査や研究を推進することができます。



環境基本方針 4 多様な主体との環境コミュニケーション

施策の方向性 13 お客さまとの連携

分かりやすい情報発信やイベントの開催、地域活動への参加等によりお客さまと連携していきます。

- 取組事項 13-1 水道キャラバンの実施
- 取組事項 13-2 Tokyowater Drinking Station による環境配慮行動の促進
- 取組事項 13-3 環境取組情報の発信及び広聴活動
- 取組事項 13-4 自治体及び地域住民との連携

施策の方向性 14 企業など様々な主体との連携

大学や企業、海外の方など、より幅広い主体との連携を推進するとともに、政策連携団体や職員の環境意識の啓発にも取り組みます。

- 取組事項 14-1 東京水道～企業の森（ネーミングライツ）
- 取組事項 14-2 大学や企業等と連携した調査実験
- 取組事項 14-3 国際貢献・海外への情報発信
- 取組事項 14-4 事業者との連携
- 取組事項 14-5 政策連携団体との連携
- 取組事項 14-6 職員の環境意識の向上

これらの取組は、以下のSDGsの実現に貢献します。



施策の方向性13 お客さまとの連携

取組事項13－1 水道キャラバンの実施

目標 水道キャラバンを着実に実施し、お客さまの環境意識の向上を図ります。

水道に対するお客さまの理解を深め、環境意識の向上を図るため、水道水が蛇口に届くまでの取組や水道水の安全性、さらに水道水源林の役割や節水等について、映像や実験等分かりやすく親しみやすい手法で伝えていきます。

○水道キャラバンの構成

学校水道キャラバン	主に小学4年生を対象に、家庭に水道水が届くまでの仕組みや水道水のおいしさ、安全性等を楽しく学習する講座です。
地域水道キャラバン	乳幼児を含む子供たちやその保護者など地域のお客さまを対象に、ショッピングモールや児童館等で親子が楽しみながら水道水の安全性や、家庭での水道水の使い方、災害時給水ステーション等について学べる講座です。
おうち水道キャラバン	特設ホームページに、誰でも視聴可能な水道キャラバンの授業・講座映像や受講後復習コンテンツ等を掲載しています。より多くのお客さまに時間と場所を選ばず水道キャラバンを体験していただけるコンテンツです。



小学生向け



乳幼児等の保護者向け



おうち水道キャラバン

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
学校水道キャラバン (小学生向け)			実施(1,200校/年)		
地域水道キャラバン (乳幼児等の保護者向け)			実施		
おうち水道キャラバン					

施策の方向性13 お客さまとの連携

取組事項13－2 Tokyowater Drinking Station による環境配慮行動の促進

目標 Tokyowater Drinking Station のPR 等により、お客さまの水道水飲用と、それを通じた環境配慮行動を促進していきます。

Tokyowater Drinking Station（以下「DS」という。）とは、公共性の高い場所に設置されている水飲栓及びイベントの際に水道局が設置する仮設の水飲栓をいいます。DS の展開により、水道水の飲用促進、また、それを通じた環境配慮行動の促進を図っています。

街中で水飲栓から水道水を飲むことや、水道水をマイボトルに入れて飲むことは、ペットボトル飲料を飲むよりライフサイクル全体（製造・販売・消費・廃棄の全ての段階）での CO₂の排出量が少なく、より環境負荷の低いライフスタイルといえます。

今後、DS マップ※のPR などを通じ、街中で気軽に水道水を補給できる DS の利用を推進するとともに、イベントでのマイボトル配布等によりマイボトル利用を促し、お客さまの環境意識の醸成も図っていきます。

※ DS マップとは、DS 設置個所を地図上で表したもので、水道局ホームページにて公開しています。

https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drinking_station/



設置から1年間でペットボトル約5万5千本相当（500mL 換算）の利用があったボトルディスペンサー式水飲栓



DS マップによる街中での水道水補給の推進

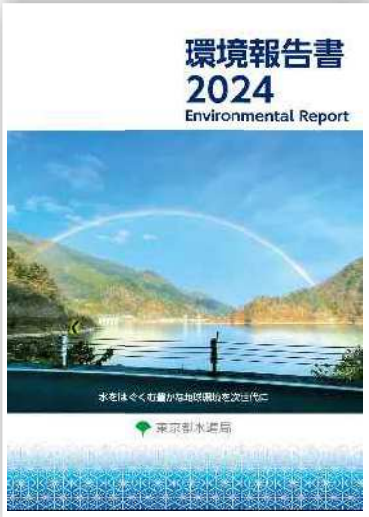
取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
DSの活用・PR			実施		

施策の方向性13 お客さまとの連携

取組事項13－3 環境取組情報の発信及び広聴活動

目標 環境報告書を毎年度発行することで、環境取組状況について情報発信するとともに、お客さまの声を積極的に収集し、事業運営に活かしていきます。

- 1 環境取組状況の情報発信
環境施策の取組内容を環境報告書にまとめ毎年度発行することで、お客さまや局内外の関係者に環境への取組を分かりやすくお知らせし、説明責任を果たしていきます。
- 2 環境施策に対する意見の収集（広聴活動）
環境施策や、環境報告書に対するアンケート調査を実施し、お客さまからの御意見や御要望をいただき、取組の見直しや施策への反映などに活用していきます。



環境報告書

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
環境報告書の発行			1回／年 発行		
環境施策に対する意見の収集 （広聴活動）			実施		

施策の方向性13 お客さまとの連携

取組事項13－4 自治体及び地域住民との連携

目標 | 自治体や地域住民の方々と連携して環境コミュニケーションを推進します。

水源地域の河川上流域と水を使用している河川中下流域の方々が親しく交流することを通して、水を育む水源地の大切さや水質保全の重要性について理解を深めていただくため、交流事業を実施します。

○ 多摩川水系※1

多摩川の上流に広がる水道水源林を実際に訪れ、水道水源林に関する理解を深めていただく体験・交流事業を実施

○ 利根川水系※2

水源地域の取組やダムなどの仕組みについて、実際に体験・交流しながら理解を深めもらうために、水源地域等を訪問し、自然観察会やダム見学会などの交流事業を実施

※1 現行の「第11次水道水源林管理計画」及び「みんなでつくる水源の森実施計画2021」の計画期間が2025年度までであることから、2026年度以降は変更する可能性があります。

※2 利根川上流にある群馬県と水を利用する東京都の方々が対象



多摩川水系上下流交流会



利根川水系上下流交流事業

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
上下流交流事業の実施			関係団体と調整の上で実施		

施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14－1 東京水道～企業の森（ネーミングライツ）

目標 | 東京水道～企業の森（ネーミングライツ）における企業の活動を 150 人 / 年※²受け入れます。

水道水源林の一部にネーミングライツを設定し、企業と水道局が協働して森づくりを行う、東京水道～企業の森（ネーミングライツ）の取組を行っています。

東京水道～企業の森（ネーミングライツ）の参画企業は、設定したエリアにおいて、社員研修や CSR 活動※¹の一環として森林保全活動を行うほか、企業独自の看板設置や広報活動等様々な用途に活用していただいております。

また、より多くの企業に水道水源林の森づくりに参画いただくため、企業協賛金制度を設けており、これらを通じ企業から頂いた費用は、水道水源林の保全・育成に活用しています。

こうした企業と連携した取組を、引き続き積極的に行っていきます。

※1 企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方



森林保全活動の様子

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
東京水道～企業の森での活動受入			150人/年※ ² の活動受入		

※2 現行の「みんなでつくる水源の森実施計画 2021」の計画期間が 2025 年度までであることから、2026 年度以降の目標値を変更する可能性があります。

施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14－2 大学や企業等と連携した調査実験

目標 | 大学や企業等と連携し、水道事業における環境に関する技術等の調査実験を実施します。

水道局は、安全でおいしい高品質な水を安定して供給し続ける上で、環境分野を含めた様々な課題を抱えています。大学等の専門的な知見、企業の発想や技術力などを活用することにより、こうした課題を効率的に解決できるとともに、効果的な改善が期待できます。

そこで、今後控える大規模浄水場更新時での導入を見据え、当局が抱える環境課題の解決に資する技術等について、大学や企業等と連携して調査実験を実施し、活用していきます。

コラム 新たな水処理実験施設の整備

三園浄水場内に、水処理技術等の調査実験を行う新たな実験施設の整備を進めています。

企業や大学等と連携して水処理に関する新技術の調査実験を行い、今後の施設整備に反映させるとともに、成果を発信することで水道業界の技術力向上に貢献します。

また、本実験施設は、調査実験だけでなく、浄水処理に関する人材育成にも活用し、東京水道グループ全体の技術力の向上を図ります。



実験プラントの一例

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
大学や企業等と連携した調査実験			実施		

施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14－3 国際貢献・海外への情報発信

目標

環境負荷の低減につながる技術・ノウハウを活用した国際貢献や海外への情報発信及び海外の先進的な環境施策の情報収集を着実に実施します。

東京水道グループでは、主にアジアの諸都市からの要請に応じ、訪日研修や講師派遣などを行うとともに、近年では民間企業と連携し、政府開発援助（ODA）を活用しながら、海外の水道事情改善のための技術協力やインフラ整備を進めています。

訪日研修では、主に海外水道事業体を対象として、水源から蛇口に至るまでの水道事業全般について研修を行っており、その中で、水源林の保全管理や漏水防止対策などの環境負荷低減につながる取組に関する研修も実施していきます。なお、訪日研修生には、環境5か年計画英語版を紹介し、より理解を深めることにつなげています。

また、国際会議・展示会において、東京都水道局の技術や環境への取り組みなどの情報を世界の方々に向けて発信するとともに、海外の先進的な水道技術や環境施策の情報収集を行っています。



訪日研修



第 11 回 IWA 世界会議（開会式）



水道・下水道テクニカルツアー＆ビジネス
マッチング 2023（円卓会議）



第 13 回 IWA 世界会議
（プレゼンテーション）

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
国際貢献・海外への 情報発信等	実施				

施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14ー4 事業者との連携

目標 | 工事受注者や業務委託受託者などの事業者に対し、環境意識の啓発を行います。

1 水道工事イメージアップコンクール

適切な住民対応や水道事業のPR、地域に配慮した積極的な環境対策を行うなど、水道工事のイメージアップにつながる取組を実施した事業者に対し表彰を行い、環境に対する意識啓発や積極的な取組を推進しています。

2 HTT ゼロエミッションアドバンス工事

水道局の工事受注者が低炭素化又はHTTに関する取組について提案し、取組を実施して工事を完了した場合、工事成績評価において加点を行います。これにより、事業者に対して、環境負荷低減に向けた積極的な取組を促していきます。

水道工事におけるイメージアップの事例



ポータブル電源の使用による騒音対策



自然エネルギー発電によるグリーン電力使用



HTT ゼロエミッションアドバンス工事

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
水道工事イメージアップコンクール			実施		
HTTゼロエミッションアドバンス工事			実施		

施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14－5 政策連携団体との連携

目標 積極的な環境情報の共有により、政策連携団体社員の環境意識を啓発し、連携して環境施策を推進していきます。

水道局では、これまで、水道事業における基幹的業務を水道局と政策連携団体が担う、一体的事業運営体制の構築に取り組んできました。
今後、環境面においても、政策連携団体である東京水道株式会社との連携を一層強化し、「東京水道グループ」として一体的に取り組んでいきます。

1 東京水道株式会社との意見交換会の実施

水道局が取り組んでいる環境負荷低減のための施策について、また、東京水道株式会社が独自に設定、対応している環境配慮の取組に関する目標と実績についての意見交換会を実施し、当局と東京水道株式会社との間で情報共有を行います。
これにより、相互の環境意識の啓発を図ります。

2 連携した環境施策の推進

東京水道グループ全体で、コピー用紙、電気及び水道使用量の抑制等のオフィス活動に伴う環境負荷の低減、ZEV等の導入等の環境施策の推進に取り組んでいきます。

取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
積極的な環境情報の共有及び 連携した環境施策の推進			実施		



施策の方向性14 企業など様々な主体との連携

取組事項14－6 職員の環境意識の向上

目標 積極的な情報の提供により、職員の環境意識の向上を
着実に図ります。

1 職員研修の実施を通じた環境意識の向上

全職員を対象に環境施策に関する研修を実施することで、職員一人一人の環境意識を着実に醸成するとともに、環境に対する意識や認識を測り、見える化します。

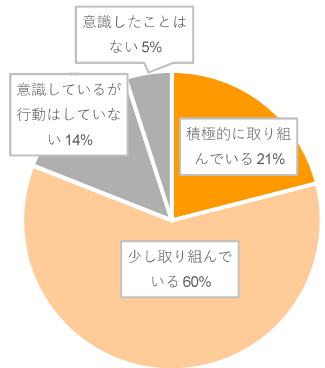
また、化学物質や廃棄物処理等、環境に関する専門的な研修や講習会を活用し、環境に関する専門知識の習得にも取り組んでいきます。

2 推進担当者を通じた環境情報の発信

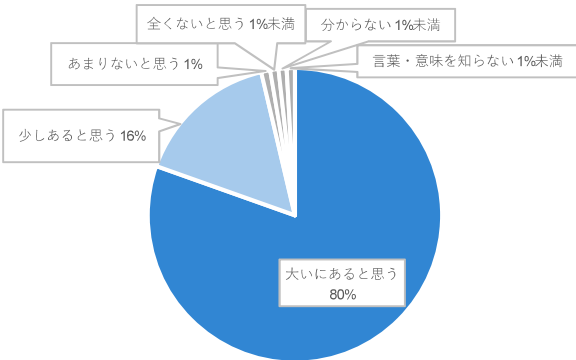
水道局では、環境計画を効果的に運用していくため、すべての部署に推進担当者を設置しています。推進担当者連絡会議において、環境に関する最新のトピック等を積極的に発信することで、職員が環境情報に触れる機会を積極的に提供し、環境意識の醸成を図ります。

(参考) 職員の環境に対する認識度 (2023 年度)

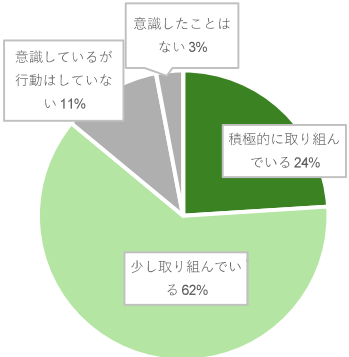
気候変動を減らすために、
何か意識して取り組んでいますか。



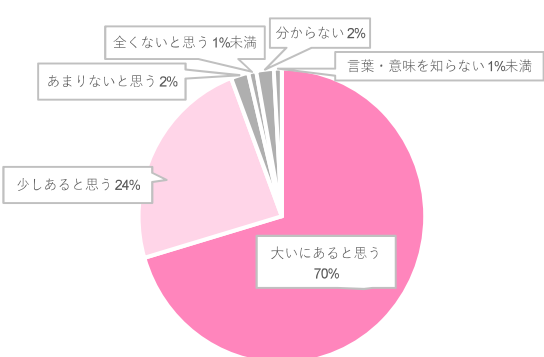
健全な水循環を保つために、森林所有者や
お客さま等との連携が必要だと思いますか。



資源を無駄なく使うために、
何か意識して取り組んでいますか。



SDGs と水道局は関わりがあると思いますか。



取組	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
職員の環境意識の向上			研修の実施等		

環境5か年計画の取組事項とSDGsとの対応関係

第3章（11ページ）で、水道局が取り組んでいくべき重要課題を整理し、これに関係するSDGsから、4つの重要分野を特定しました。次いで、各重要分野における水道局のあるべき姿の実現に向け、4つの環境基本方針を定め、45の取組事項を設定しました。本計画の各取組事項の推進は、SDGsの達成につながっていきます。

また、各取組は、複数のゴールの解決に貢献するような相乗効果（シナジー効果）が期待できるものが多いです。下表は、本計画の取組事項とSDGsとの関係を整理したものです。

水道局の環境施策と関わりの深いSDGs

	大気、水質の汚染を抑制し、人々の健康的な生活を確保する。		持続可能な消費を行い、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	持続可能な発展を促進するために必要な知識や技術等を習得できるようにする。		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		陸上活動による海洋ゴミ等の汚染を低減する。
	持続可能なエネルギーの割合を拡大し、エネルギー効率を改善させる。		森林の持続可能な経営を促進するとともに生物多様性の損失を阻止する。
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		効果的なパートナーシップを推進する。
	都市における環境負荷の低減や災害に対する強靱さを向上させる。		

※ 目標・ターゲットの内容をもとに、水道局の取組例との対応が分かるように表現を変えて記載しています。

環境5か年計画の取組事項とSDGsとの対応関係

環境5か年計画の取組事項				Goal	3	4	6	7	9	11	12	13	14	15	17
脱炭素社会の実現に向けたCO ₂ 排出量の削減	1 省エネルギー化の推進	1-1	省エネ型ポンプ設備の導入					○	○	○		○			
		1-2	直結配水ポンプ設備によるエネルギーの効率化					○	○	○		○			
		1-3	高効率機器への更新					○	○	○		○			
		1-4	スマートメータの導入					○	○	○		○			
		1-5	水道施設の整備に伴うエネルギーの効率化					○	○	○		○			
		1-6	効率的な水運用の推進					○		○		○			
		1-7	オフィス活動における使用電力量の抑制					○		○		○			
		1-8	常用発電設備の環境負荷低減					○	○	○		○			
	2 再生可能エネルギーの利用拡大	2-1	太陽光発電設備の導入					○	○	○		○			
		2-2	小水力発電設備の導入					○	○	○		○			
		2-3	再生可能エネルギー由来電力の調達					○	○	○		○			
	3 燃料転換・電化	3-1	水素の活用					○	○	○		○			
		3-2	ゼロエミッションビークル（ZEV）等の導入	○				○	○	○		○			
		3-3	環境に配慮した非常時対応	○				○	○	○		○			
持続可能な資源利用	4 カーボンオフセット	4	水道水源林におけるJ-クレジット創出の取組			○				○		○		○	
	5 水道施設外における脱炭素化の促進	5	直結給水の推進	○				○		○		○			
	6 廃棄物の抑制	6-1	浄水場発生土の有効利用							○	○	○			
		6-2	粒状活性炭の有効利用							○	○	○			
		6-3	建設副産物の有効利用							○	○	○			
		6-4	水道水源林で発生する木材の有効活用							○	○	○			
		6-5	オフィス活動における廃棄物の削減							○	○	○			
		6-6	太陽光パネルの適正処理				○			○	○	○			
		6-7	水道施設の長寿命化			○			○	○	○	○			

環境5か年計画の取組事項とSDGsとの対応関係

環境5か年計画の取組事項				Goal										
														
持続可能な資源利用	7 ペーパーレス化の推進	7-1	オフィス活動における紙使用量の削減						○	○	○			
		7-2	請求書等のペーパーレス化						○	○	○			
	8 脱プラスチックの推進	8	プラスチック使用量の削減						○	○	○	○		
	9 水資源の有効利用	9-1	漏水防止対策の推進			○			○	○	○			
		9-2	オフィス活動における水使用量の抑制			○			○	○	○			
		9-3	節水の呼び掛け			○			○	○	○			
	10 薬品使用量の低減	10-1	高塩基度 PAC の導入			○		○		○	○			
		10-2	より効果的な浄水処理の検討			○		○		○	○			
緑の保全	11 生物多様性に配慮した水道水源林保全・機能向上	11-1	水道水源林の保全			○			○		○		○	
		11-2	ボランティアなどと協働した水源林保全		○	○			○		○		○	○
		11-3	生物多様性の保全に配慮した取組			○					○		○	
	12 水道施設等における取組	12	水道施設等における水と緑の創出・保全			○			○		○		○	
多様な主体との環境コミュニケーション	13 お客さまとの連携	13-1	水道キャラバンの実施		○					○	○			○
		13-2	Tokyowater Drinking Station による環境配慮行動の促進						○	○	○	○		○
		13-3	環境取組情報の発信及び広聴活動							○	○			
		13-4	自治体及び地域住民との連携			○			○	○	○	○		○
	14 企業など様々な主体との連携	14-1	東京水道へ企業の森（ネーミングライツ）		○	○			○	○	○		○	○
		14-2	大学や企業等と連携した調査実験				○	○	○	○	○		○	○
		14-3	国際貢献・海外への情報発信			○					○			○
		14-4	事業者との連携	○					○	○	○			○
		14-5	政策連携団体との連携		○				○	○	○			○
		14-6	職員の環境意識の向上		○					○	○			

05

推進の仕組みと体制

1.推進の仕組み

・PDCA サイクルを活用した計画の着実な推進

取組事項に掲げた環境施策を計画的かつ効果的に実施していくためには、その効果を的確に把握し、必要に応じて柔軟に見直すことで、継続的に改善を図っていくことが重要です。

そこで、毎年度、取組事項ごとに具体的な行動計画を策定し（Plan）、行動計画に基づいて着実に実施し（Do）、実施結果について環境監査等を通じて検証し（Check）、検証結果を見直しにつなげる（Action）一連のPDCAサイクルを活用し、着実に計画を推進していきます。

<環境監査>

行動計画に基づく各職場での取組状況を確認し、その結果を取組内容の改善や向上、環境5か年計画の運用の見直しにつなげることを目的として、水道局職員による環境監査を実施し、経営層へ報告します。

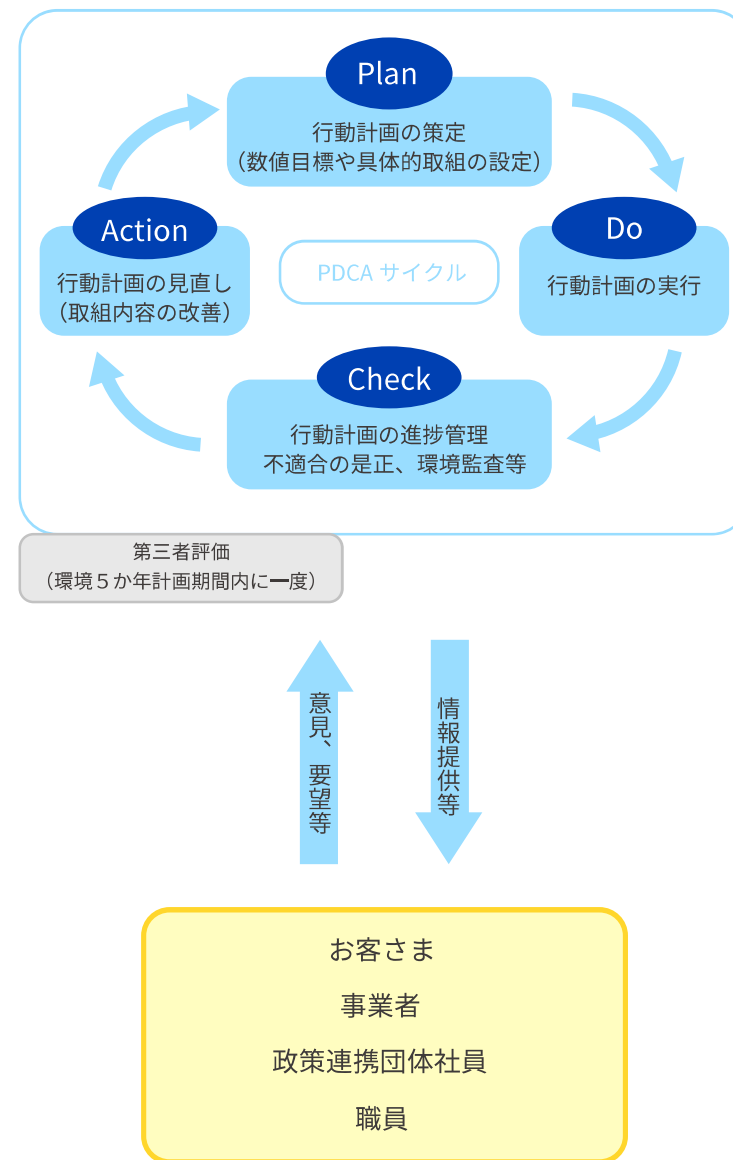
また、環境監査を通じて把握した優良事例や改善点等については、環境管理事務局が集約し、全職員へのフィードバックを行うことにより、局内に展開し、確実にActionにつなげていきます。

・第三者評価

環境計画の推進の仕組みの妥当性などに関して、専門的知識を有する第三者による評価を受け、その客観性を確保するとともに、運営方法や取組事項の見直しにいかしていきます。

・双方向のコミュニケーション

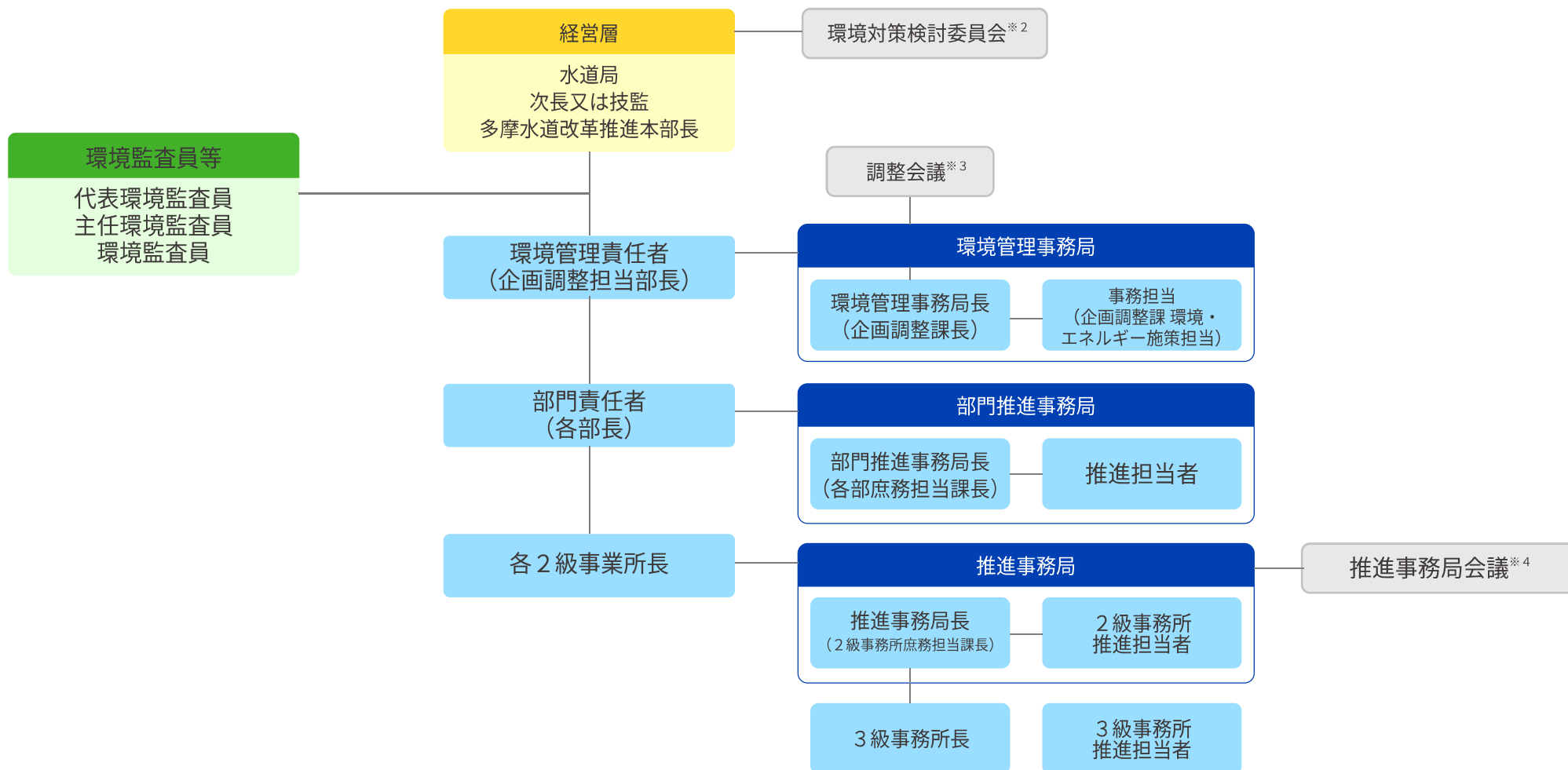
お客さまをはじめとした関係者や職員へ適切に情報提供を行い、公営企業としての説明責任を果たすとともに、意見や要望等を可能な限り施策に反映させていきます。こうした双方向のコミュニケーションを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に運用していきます。



2.推進体制

環境5か年計画を効果的に運用していくための推進体制は、下図のとおりです。^{※1}

全ての部署に推進担当者を設置するなど、局を挙げた推進体制を構築し、環境施策に取り組みます。



部：総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部及び多摩水道改革推進本部施設部

2級事業所：研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、支所、浄水管理事務所、建設事務所及び給水管理事務所

3級事業所：取水管理事務所、貯水池管理事務所、営業所、浄水場及び給水事務所

※1 組織改編等に伴い、役職名等に変更が生じる場合があります。

※3 複数の実施部署に関わる事項について調整をする必要があるときに、審議を行う。

※2 施策の進捗管理、新たな施策の検討等の役割を担う。

※4 実施部署における共通の取組に関する検討及び情報共有を行う。

06 | 資料編

資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

① 気候変動

世界の平均気温は上昇傾向にあり、豪雨や猛暑のリスクが高まっています。2023年の世界の年平均気温は、産業革命前より1.45℃上昇し、観測史上最高となりました。

気温上昇が1.5℃、2℃、4℃と進むごとに、環境への影響は大きくなっていきます。そのため、気温上昇を1.5℃以下に抑えるための取組が進められています。

気温上昇が1.5℃、2℃、4℃の場合の気候変動予測

	1.5℃	2℃	4℃
10年に1度の高温	産業革命前に比べて… 4.1倍	産業革命前に比べて… 5.6倍	産業革命前に比べて… 9.4倍
50年に1度の高温	産業革命前に比べて… 8.6倍	産業革命前に比べて… 13.9倍	産業革命前に比べて… 39.2倍
10年に1度の大雨	産業革命前に比べて… 1.5倍	産業革命前に比べて… 1.7倍	産業革命前に比べて… 2.7倍
10年に1度の干ばつ	産業革命前に比べて… 2.0倍	産業革命前に比べて… 2.4倍	産業革命前に比べて… 4.1倍

資料：IPCC AR6 WG1 報告書 政策決定者向け要約より水道局作成

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ 気温上昇を1.5℃に抑えるための議論・取組

気候変動に関するCOPは、198か国・機関が参加し、毎年、気候変動についての議論が行われています。2015年の気候変動に関するCOP21ではパリ協定が採択され、世界の気温上昇を産業革命前比1.5℃に抑える努力の必要性が示されました。2024年のCOPでは途上国への資金拠出目標額や国家間の炭素クレジット市場運用の詳細ルールが決定し、途上国の気候変動対策が強化されることが期待されています。

■ 国の動向

○ カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速

2020年、政府により、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル※を目指することが宣言されました。2021年には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度に温室効果ガス2013年度比46%削減を目指すこと、さらに、50%削減に向けて挑戦を続けることが示されました。



カーボンニュートラルのイメージ

出典：環境省 脱炭素ポータル

※ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて合計を0にする

○ クリーンエネルギー活用に向けた変革の推進

2023年には、「GX実現に向けた基本方針」が策定され、クリーンエネルギー活用のための社会変革やその実現に向けた活動を通じて経済成長を目指す取組であるGX（グリーントランスフォーメーション）を加速させる方針が示されました。

具体的なエネルギー使用についても議論が行われ、2024年度に制定された第7次エネルギー基本計画では、2040年までに再生可能エネルギーを拡大し主力電源化するため、脱炭素電源への投資を促進する仕組みづくりの推進を目指しています。

■ 都の動向

○ 「ゼロエミッション東京」の実現に向けた取組

2019年には、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を目指し、その実現に向けた具体的な取組とロードマップを示す「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

2021年のダボス会議では、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」が表明されました。2021年に策定された「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」では、カーボンハーフの実現に必要な社会変革のビジョンや各政策分野での変革のアプローチを示しています。2024年に公表された「『未来の東京』戦略version up 2024」では、カーボンハーフに向けた再生可能エネルギーの社会実装や省エネルギー化、グリーン水素の普及拡大などの施策や、気候変動による風水害激化化への対策方針が示されています。

気候変動のリスク低減に向けた対策方針を示す「東京都気候変動適応計画」（2024年改訂）では、2050年に向け、渇水や水質悪化等といった水に関するリスクを含む、気候変動リスクを最小化することを目指しています。

○ 企業の脱炭素化に向けた取組を推進

都では、企業の脱炭素化に向けた取組も推進しています。例えば、キャップ&トレード制度（東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度）では、大規模事業所に対し、CO₂排出量の削減を義務付けています。

資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

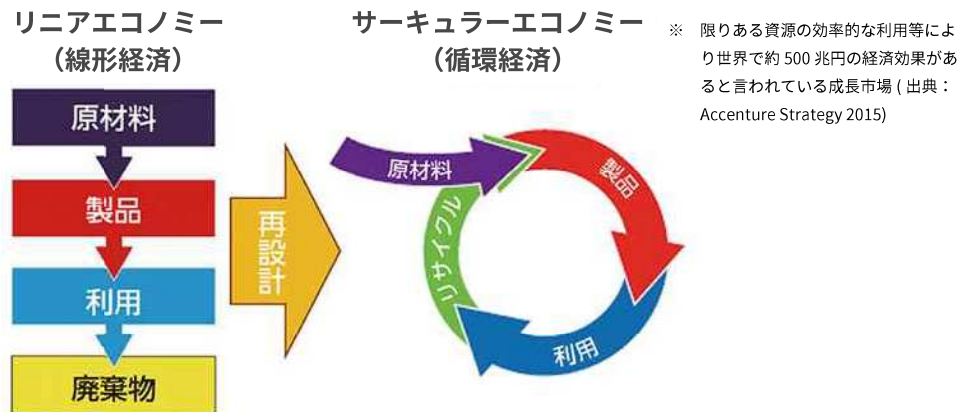
② サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動を誘発するほか、生物多様性に負荷を与えています。また、世界的な人口増加・経済成長・消費拡大により、資源やエネルギー、食糧の枯渇への危機感が高まっています。

日本でも、廃棄物の最終処分場のひっ迫緩和に向け、廃棄物を適切に処理することが求められています。

こうした課題を受け、生産から廃棄までが一方向型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を循環利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が目指されています。

サーキュラーエコノミーでは、従来の3R（Reduce：資源や廃棄物量の削減、Reuse：繰り返し使用すること、Recycle：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること）の取組に加え、限りある資源の効率的な利用等による経済成長が期待されています。また、サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組は、温室効果ガス排出量の削減にも繋がります。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より模写作成

リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへの移行

出典：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」をもとに水道局にて一部修正

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ サーキュラーエコノミーへの移行の重要性が再認識され、取組が加速

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源を有効活用しながら、サービスの質向上等を通じて付加価値を生み出す経済活動である、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の重要性が再認識されています。

サーキュラーエコノミーは、2023年のG7札幌機構・エネルギー環境大臣会合において、気候変動対策及び生物多様性保全と並んで行動を強化すべき分野として位置づけられました。また、評価方法等の国際標準化に向けた検討が行われています（ISO/TC323）。

欧州では、サーキュラーエコノミー関連規制の導入が進んでいます。

■ 国の動向

○ サーキュラーエコノミーの実現による経済の自律化・強靱化を目指す

サーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組むことで、限りある資源を有効活用し、自律的な経済を実現することが目指されています。2022年には、循環経済の目指すべき方向性について示した「循環経済工程表」が公表されました。また、2024年には、循環型社会の形成にむけ、第五次環境社会形成推進基本計画が策定されました。

資源有効利用法が2024年に改訂され、建設時に発生した副産物の再資源利用の促進が定められています。

水分野についても、2024年に水循環基本計画が改定され、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化対策の推進や、健全な水循環に向けたデジタル技術等を活用した水管理の展開等が重点分野に設定されました。

■ 都の動向

○ サーキュラーエコノミー実現に向けた取組を推進

2024年に更新された「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針2024」では、サーキュラーエコノミーの実現を目指し、プラスチックをはじめ、太陽光パネルのリサイクル等の取組を強化し、循環型都市を実現する方針が掲げられています。

プラスチック使用量削減・循環に向け、2019年の「都庁プラスチック削減方針」策定をはじめとして都が先導的に取組を推進しています。

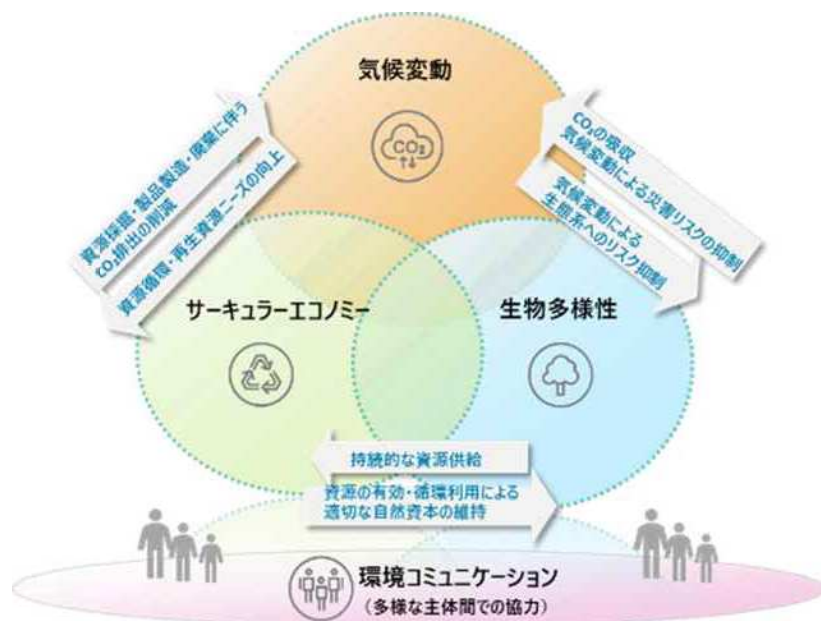
資料編 1 水道局をとりまく環境課題と動向

④ 多様な主体間での協力

気候変動、サーキュラーエコノミー及び生物多様性は独立するものではなく、相互に関連しています。例えば、気候変動の抑制は、生物種の絶滅のリスク低減に繋がります。また、自然資源の消費抑制・有効利用をはじめとしたサーキュラーエコノミーの実現は、気候変動緩和や生物多様性の保全に貢献します。

環境問題は世界規模の非常に大きな課題であり、一個人や一企業で解決できるものではありません。持続可能な社会を実現するために、個人、企業、国、自治体及びNPO 等多様な主体が課題解決に向けて主体的に参加し、協力することで、より良い解決策を導くことができます。

そのため、企業に関わる多様な主体がサステナビリティに関する取組を知ることができるよう、環境情報の公開が推進されています。



気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の統合的な取組と多様な主体間での協力

資料：環境省「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)ーネイチャーポジティブ経営に向けてー」をもとに水道局作成

◇ 世界と国と都の動向

■ 世界の動向

○ 気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の取組のシナジーを活用

2023年のG7広島首脳コミュニケ及びG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、気候変動に強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済システムへの転換と、課題の相互依存性を認識してシナジーを活用する旨が盛り込まれました。

○ 国際的な気候変動関連の情報開示の枠組みが公表

2017年には、気候変動関連の情報開示の枠組み(TCFD提言)が公表され、以降、世界で多くの企業が気候変動に関連した情報開示を行っています。2023年には、サステナビリティ情報開示の国際基準(ISSB)が公表されました。

■ 国の動向

○ 気候変動・サーキュラーエコノミー・生物多様性の統合的な取組を目指す

2024年に策定された環境保全に関する施策の大綱である「第六次環境基本計画」では、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー及び生物多様性等を統合的に捉え、シナジーを発揮しながら、地球が直面する気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染の3つの危機を解決する方針が掲げられています。

○ 気候変動関連の情報開示の枠組み策定が進む

2023年にサステナビリティ情報開示の国際基準(ISSB)が公表されたことを受け、日本でも国内におけるサステナビリティ情報開示基準(SSBJ)の策定が進められており、一部企業ではSSBJ基準に沿った開示が義務化される方針です。

■ 都の動向

○ 企業のCO₂削減実績、取組状況の把握・開示を促進

キャップ&トレード制度では、大規模事業所に対し、温室効果ガスの削減量等の提出を義務付けており、その削減実績、取組状況を公表しています。また、地球温暖化対策報告書制度では、中小規模事業所に対してもCO₂排出量等の温暖化対策の状況を報告するよう促しています。

資料編 2 関係法令・施策等

(1) 法律

環境基本法 (1993.11)	環境の保全について、基本理念を定めている。環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めているのが環境基本計画であり、2024年5月に第六次環境基本計画が閣議決定された。
地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998.10)	地球温暖化対策に関し、社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずること等を定めている。地球温暖化対策の推進を図ることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。2021年の改正により、2050年カーボンニュートラル実現が基本理念として位置づけられた。また、2025年に施行される改正法では、地域脱炭素化促進事業の拡充等について定められる予定。(略称：温対法)
水循環基本法 (2014.4)	水循環に関する施策について基本理念を定め、水循環基本計画の策定や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ一体的に推進することにより、健全な水循環を維持し、又は回復させることを目的としている。
生物多様性基本法 (2008.6)	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与することを目的としている。
循環型社会形成推進基本法 (2000.6)	循環型社会の形成について基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1970.12)	廃棄物の排出の抑制や、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。本法に基づき、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けるとともに、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めることとしている。(略称：廃棄物処理法)
気候変動適応法 (2018.6)	国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動の適応策を推進するための枠組みを定めている。気候変動の緩和策と両輪の関係である適応策を推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 (2024.10)	2050年カーボンニュートラルに向け、低炭素な水素等のエネルギーを普及させ、その活用を後押しすることを目的としている。低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するための基本方針の策定や、低炭素水素等を製造・輸入する事業者に向けた助成金の交付等の支援措置を定めている（「価格差に注目した支援」及び「拠点整備支援」）ほか、事業で使用する水素等を、製造時のCO ₂ 排出量を抑えた低炭素な水素等に変えていくよう事業者が取り組むべき目標（判断基準）を定めている。(略称：水素社会推進法)
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (2023.5)	世界規模でGX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた投資競争が加速する中で、2050年カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時に実現することを目的としている。GX推進戦略の策定・実行、GX経済移行債の発行、GX推進機構の設立、進捗評価と必要な見直しを定めるほか、成長志向型カーボンプライシングの導入についても定められており、2033年度より発電事業者に対して一部有償で二酸化炭素排出枠を割り当て、負担金を徴収することが明記されている。また、2026年度より排出量が一定以上の企業に対して二酸化炭素排出枠を割り当て、超過分は購入して補填することを求める排出量取引の仕組みを導入する方針で本法改正に向けた議論が行われている。(略称：GX推進法)
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (1979.6)	一定規模以上の（原油換算で1,500kL／年以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等についての定期的な報告や、省エネ、非化石転換等に関する取組の見直し、計画策定等の実施を求める法律。2023年に施行された法改正で、非化石エネルギーも含むすべてのエネルギー使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化を推進する内容が盛り込まれた。(略称：省エネ法)
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案 (2024.4)	豊かな生物多様性を確保し、2022年の昆明・モントリオール生物多様性枠組みで掲げられた2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」、いわゆるネイチャーポジティブの実現を推進することを目的としている。事業者等による地域における生物多様性増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を定めている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (2021.6)	プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まる中、プラスチック使用製品の設計から使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを目的としている。(略称：プラスチック資源循環法)
資源の有効な利用の促進に関する法律 (2021.4)	循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的としており、製品製造段階での3R対策や、設計時の3R配慮、事業者の自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。2023年、2024年に施行された政省令の改正により、建設工事から発生した土砂等について、再生資源としての利用促進を求める内容が盛り込まれた。(略称：資源有効利用促進法、リサイクル法)

資料編 2 関係法令・施策等

(2) 条例

東京都環境基本条例 (1994.7)	環境の保全についての基本理念を定めるとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (2000.12)	現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。温室効果ガスの排出、自動車や工場に起因する環境負荷や公害等について、一定の条件を満たす事業者に対して義務を課している。条例に基づく主な制度としては、キャップ&トレード制度が挙げられる。大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所）に二酸化炭素排出量の削減義務を課するものであり、オフィスビル等も対象とする世界初の都市型キャップ&トレード制度である。該当事業者は、削減目標の達成（2020～2024年度期間：上水道では25%、2025～2029年度期間：48%）が義務付けられており、削減目標達成のため、クレジット創出・取得を通じた排出量取引を行うことが認められている。（略称：環境確保条例）
埼玉県地球温暖化対策推進条例 (2009.3)	地球温暖化対策に関して必要な事項を定め、埼玉県、事業者、県民等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的としている。条例に基づく具体的な制度としては、県内に設置している前年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL以上の事業者に対し、地球温暖化対策を総合的に実施する計画の作成、報告、実績値の報告を義務付け、それを公表する地球温暖化対策計画制度が挙げられる。また、同条例に基づく目標設定型排出量取引制度では、原油換算で1,500kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模事業所に対し、削減目標の達成（2020～2024年度期間：上水道では20%、2025～2029年度期間：48%）に努めることが求められており、削減目標達成のため、クレジット創出・取得を通じた排出量取引を行うことが認められている。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (2000.12)	東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。公共公益施設、事務所、住宅等の建築物及び敷地の緑化を義務付けるとともに、1千㎡以上（公共施設は250㎡以上）の敷地において、建築物の新設等をする場合に、緑化計画書の届出と完了後の緑地の維持管理を義務付けている。
東京都廃棄物条例 (1992.6)	生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図ることにより、都民の健康で快適な生活を確保することを目的としている。事業者に対して廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けている。

資料編 2 関係法令・施策等

(3) 主な関係施策〔国〕

第六次環境基本計画 (2024.5)	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもの。第六次計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を目指している。
地球温暖化対策計画 (2021.10)	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。2021年の改定では、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を踏まえ、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、目標の裏付けとなる対策・施策を記載し目標実現への道筋を描いている。
水循環基本計画 (2015.7)	水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。流域に係る水循環について、関係機関が連携しながら、流域として総合的かつ一体的に管理し、健全な水循環の維持又は回復のため、施策の推進に努めることとしている。2024年の改定では、2050年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の推進や、安定した水供給の確保等の内容が盛り込まれた。
気候変動適応計画 (2018.11)	気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、関係者の具体的な役割を明確化している。地方公共団体は、本計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進することが求められている。
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (2019.6)	COP21で採択されたパリ協定を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示している。地球温暖化対策を経済成長に繋げるという考え方の下、脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めることを目指している。
GX実現に向けた基本方針 (2023.2)	GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現することを目指している。エネルギー安定供給の確保に向けて、省エネ、脱炭素電源への転換等、GXに向けた脱炭素の取組を進めることや、GX実現に向けて、カーボンプライシングや「GX経済移行債」の活用等を含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うことが示されている。
第7次エネルギー基本計画 (2025.3 予定)	エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画。電力の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を2040年までに4～5割程度に拡大し、主力電源とすることを目標に掲げている。DXやGX推進に伴い電力需要の増加が見込まれる中で、脱炭素電源への投資を促進する仕組みづくりを推進していくことを目指している。（仮）
循環経済工程表 (2022.9)	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための方向性を示したもの。2030年にサーキュラーエコノミー関連ビジネスを80兆円以上とする政府方針を踏まえ、プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable推進や、金属資源のリサイクル、太陽光パネルのリユース、リサイクル等の施策方針が掲げられている。
第五次循環型社会形成推進基本計画 (2024.8)	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を、気候変動、生物多様性等の社会課題を解決し、経済安全保障や産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現にも貢献する重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた国家戦略として策定されている。
30by30 ロードマップ (2022.4)	国際的な約束である、2030年までに陸と海の30%以上の生態系を保全する「30by30目標」達成に向けた行程と具体策を示しており、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）認定等の必要な取組がまとめられている。また、本ロードマップに盛り込まれた施策を実効的に進めるための有志連合として、産民官連携の「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足した。
生物多様性国家戦略 2023-2030 (2023.3)	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2023年に閣議決定された第六次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的な対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的な変革が強調され、30by30目標達成への取組や、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するものとしている。
ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024.3）	ネイチャーポジティブの取組が、コストアップではなく企業価値向上に繋がることを分かりやすく示すことで、企業に実践を促すことを目的としている。経済活動にとっての生物多様性保全の必要性だけでなく、ネイチャーポジティブの取組を企業価値向上に繋げるためのプロセスやビジネス機会の具体例や、企業が抑えるべき要素、国のバックアップ施策についてまとめている。

資料編 2 関係法令・施策等

(3) 主な関係施策〔都〕

『未来の東京』戦略 version up 2024 (2024.1)	都の総合計画であり、記載された政策目標は、戦略上の重要業績評価指標（KPI）として位置付けられている。2024 年の改定版では、ポストコロナ社会においてポテンシャルを最大限に生かし持続可能な未来へ繋げることを目指しており、戦略の一つとして、100 年先を見据えたみどりと生きるまちづくりにより自然と調和した持続可能な都市を実現することが掲げられている。
東京都環境基本計画 (2022.9)	2050 年のあるべき姿の実現に向け、2030 年までの行動が極めて重要という認識のもと、具体的な目標と施策を示している。「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、エネルギー危機への迅速・的確な対応に向けた取組を加えた「3＋1 の戦略」を掲げている。
ゼロエミッション東京戦略 (2019.12)	世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるため、2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめたもの。
ゼロエミッション都庁行動 計画（2021.3）	2021 年に東京都が 2030 年までに都内温室効果ガス排出量の 50%削減（2000 年比）、再生可能エネルギーによる電力利用割合 50%程度への向上を表明したことを踏まえ、都自身が、「腕より始めよ」の意識のもと、2030 年カーボンハーフ達成に向け、都民・事業者の取組を牽引すべく、全庁的な温室効果ガス削減推進のための取組をまとめたもの。
2030年カーボンハーフに向 けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”- (2022.2)	2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」に向けた道筋を具体化し、各部門で加速・強化する主要な取組を示している。
東京都グリーン購入推進 方針 (2003.4)	都がその業務活動において、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービス等を調達することや、製品等の選択基準及び調達の推進方法等を示した方針。本方針に基づき、物品等の仕様を定めた「東京都グリーン購入ガイド」を策定している。
東京都気候変動適応方針 (2019.12)	気候変動適応法第 12 条に基づく都の地域気候変動適応計画策定に向けた方針としてとりまとめたもの。本方針に基づく様々な施策を展開することで、気候変動の緩和と適応の両面から総合的に施策を展開し、極端な気象変化から都民の生命と財産を守る強靱な都市を構築するために策定。
東京都気候変動適応計画 (2021.3)	気候変動適応方針に基づき策定された計画で、気候変動の影響によるリスクを最小化し、都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現するという 2050 年の目指すべき姿に向けた取組方針をまとめている。2024 年度からの 3 年間にに向けた取組は「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示されており、アクションプランの更新を通じた P D C A サイクル活用により気候変動適応策を推進するものとしている。
東京グリーンビズ (2023.7)	人々の生活にゆとりと潤いを与える緑（グリーン）の価値を様々な主体との協働（ビズ）により一層高め、未来に継承していくための、100 年先を見据えた新たな緑のプロジェクト。2024 年 1 月策定の「東京都の緑の取組 Ver.2」では、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」という 3 つの観点から新たに強化する取組が盛り込まれている。
東京都生物多様性地域戦 略（2022.12）	生物多様性基本法に基づく、都内における「生物多様性の保全及び持続的な利用」に関する基本的な計画。行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めることで、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指す。
東京都建設リサイクル推 進計画 (1998.11)	都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目指して制定された計画。建設副産物の発生を抑制した上で、建築物等に蓄積された建設資材を有効に再生利用することを基本的な考え方としている。建設廃棄物の再資源化率が大幅に向上したことを踏まえ、再資源化率の実績値が 96%以上の品目については、再資源化率等の維持を目指す内容に改定された。
東京都資源循環・廃棄物 処理計画 (2021.9 改定)	廃棄物処理法に基づき策定された、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示した計画。基本的な考え方として、2030 年に向け、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良質な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要であるとし、最終処分量を 2030 年度までに 2012 年度比 25%削減する、といった数値目標も掲げている。2021 年の改定版では、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げている。

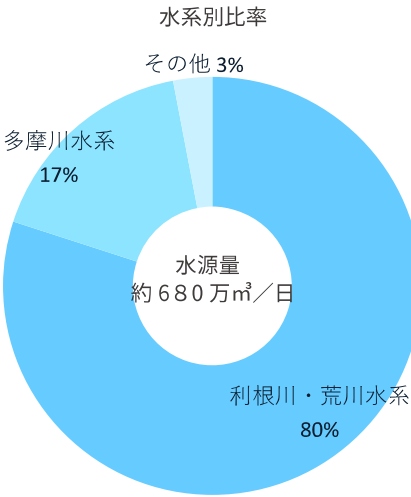
資料編3 数字で見る水道局

東京の水道の概要

(2023 年度末)

給水区域面積※1		1,239.21km ²
給水人口※1※2		13,755 千人
普及率※1		100.0%
給水件数※1		8,020,572 件
水源量		680 万m ³ / 日
浄水場の施設能力		684 万m ³ / 日
配水管延長 (水道管路の長さ)		27,520km
配水量※3	年間総配水量	152,663 万m ³
	一日平均配水量	417 万m ³
	一日最大配水量	448 万m ³ (2023.7.11)

※1 2023 年 10 月 1 日現在の値
※2 国勢調査の結果により補正されることがあります。
※3 未統合市への分水量を含みます。



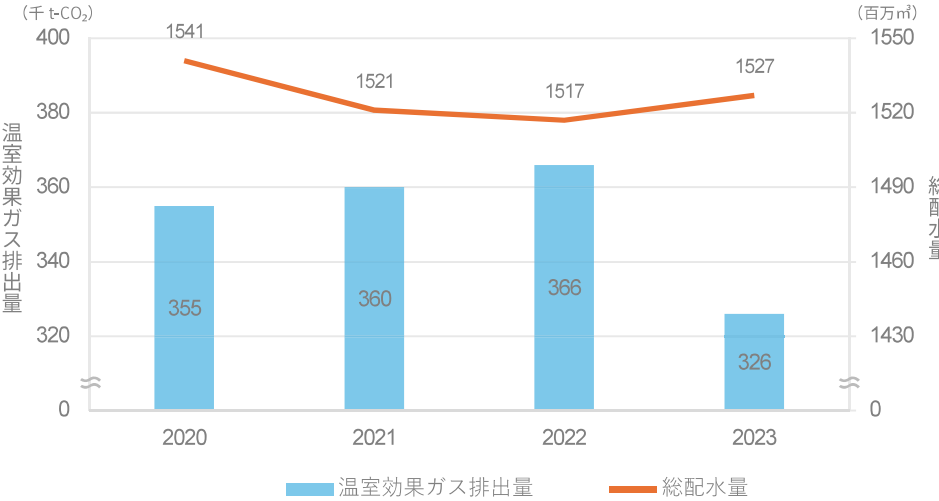
要因別温室効果ガス排出量※4

(t-CO₂)

要因		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
電気	オフィス活動以外による排出	335,795	339,767	344,381	304,488
	オフィス活動による排出	4,195	3,443	4,146	3,488
燃料		12,315	13,896	13,569	13,988
その他		2,961	2,684	3,419	3,992
合計		355,266	359,790	365,515	325,915

※4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算出しています。
※5 当局では、今まで、電気は固定係数 (0.489 kg-CO₂/kWh) で算出してきましたが、本計画からは変動係数を用いて算出しています

年間総配水量と温室効果ガス排出量の推移



資料編 3 数字で見る水道局

■水道事業ガイドライン業務指標の推移（分類：環境）

水道事業ガイドラインは、公益社団法人日本水道協会が制定した水道サービス（事業）に関する国内規格です。水道事業全般について多面的に定量化し評価することを目的とし、119 項目の業務指標で構成されています。ここでは地球温暖化防止、環境保全などの推進に関する 6 つの指標を掲載します。

業務指標	定義	単位	指標値*			
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
配水量 1 m ³ 当たり 電力消費量	電力使用量の合計／年間配水量	kWh / m ³	0.52	0.52	0.52	0.51
配水量 1 m ³ 当たり 消費エネルギー	エネルギー消費量／年間配水量	MJ/ m ³	2.01	2.04	2.04	2.11
配水量 1 m ³ 当たり 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	(CO ₂ 排出量／年間配水量) × 10 ⁶	g-CO ₂ / m ³	245	235	239	257
再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー設備の電力使用量 ／全施設の電力使用量) × 100	%	1.04	1.12	0.99	0.57
浄水場発生土の有効利用率	(有効利用量／浄水場発生土量) × 100	%	28.9	56.5	65.3	65.8
建設副産物のリサイクル率	(リサイクルされた建設副産物量／ 建設副産物発生量) × 100	%	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 公益社団法人日本水道協会が定める方法に基づき算出しています。

■サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の会計指標の推移

（分類：水道事業・水道サービス）

サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の会計指標とは、国際的に活用されている、非財務情報公開の標準化のための基準です。77 の業種別にサステナビリティ関連の項目を提供しています。ここでは上水道の環境に関する指標の中から 6 つを掲載します。

業務指標	定義	単位	指標値*			
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総エネルギー消費量	取水・導水、浄水、送配水、工事及び オフィス活動に消費したエネルギー量	TJ	8,108	8,061	8,054	8,163
系統電力の割合	購入電力量／総電力使用量	%	81.0	82.5	82.5	83.3
再生可能エネルギーの 割合	(再生可能エネルギー発電量＋購入 電力に含まれる再生可能エネル ギー量)／総電力使用量	%	12.0	10.2	11.5	11.9
管路※ ¹ の更新率	(更新された管路延長／管路延長) × 100	%	1.25	1.27	1.33	1.26
漏水量	浄水場からメータまでの間の漏水量	千 m ³	57,592	52,527	55,943	59,717
飲用水の品質基準・ 規制の違反件数	水道水質基準 51 項目※ ² の不適合件数	件	0	0	0	0

※ 1 供用している導水管、送水管及び配水管を指します。

※ 2 水道水は、水道基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）で規定する水質基準 51 項目に適合することが求められています。さらに、東京都水道局では、お客さまに安全でおいしい水をお届けするため、都独自の「おいしさに関する水質目標」及び「あんぜん・あんしん水質指標」を設定しています。